

総論

● 内 容

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第2章 計画の基本的な考え方

第 1 章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

1-1 子ども・家庭・地域の状況

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、平成 2 年の 776,775 人から増加しており、平成 12 年以降は 80 万人を上回って推移しています。しかし、平成 17 年以降減少傾向に入り、令和 12 年には 769,821 人を見込んでいます。特に年少人口については一貫して減少傾向にあり、引き続き少子化が進行する見込みとなっています。

<図表 1>

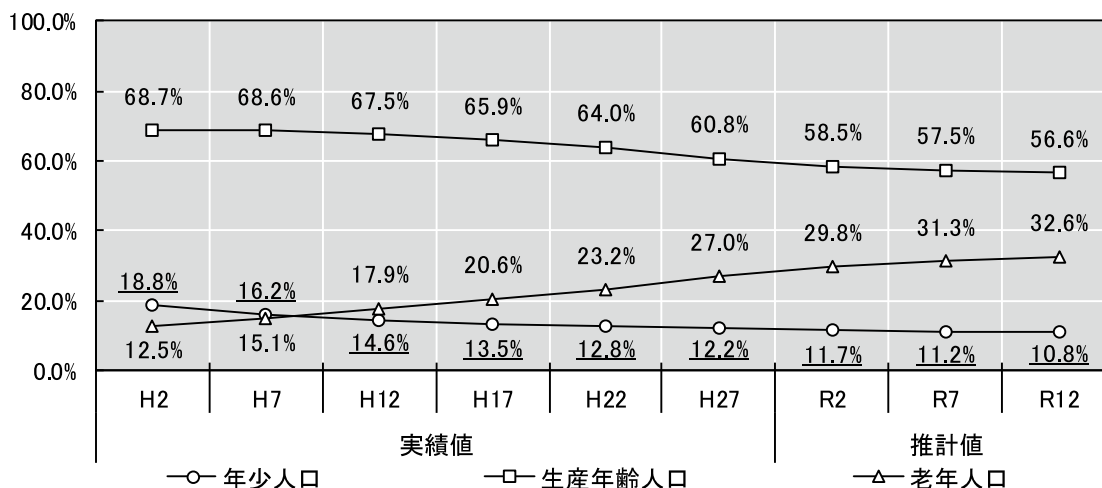
(人)	実績値						推計値		
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
合計	776,775	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	803,157	788,987	769,821
年少人口	145,809	129,120	118,109	109,251	103,346	98,367	94,239	88,654	83,377
生産年齢人口	532,316	546,361	544,300	534,104	516,311	488,815	469,788	453,594	435,552
老年人口	96,913	120,408	144,179	166,995	187,371	217,107	239,130	246,739	250,892

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

② 3区分別人口構成の推移

少子高齢化の進行に伴い、本市の人口構成も、年少人口の割合は令和 12 年に約 1 割であるのに対して、老年人口は約 3 割を見込んでおり、平成 2 年と比較すると人口構成比が大きく変化しています。

<図表 2>



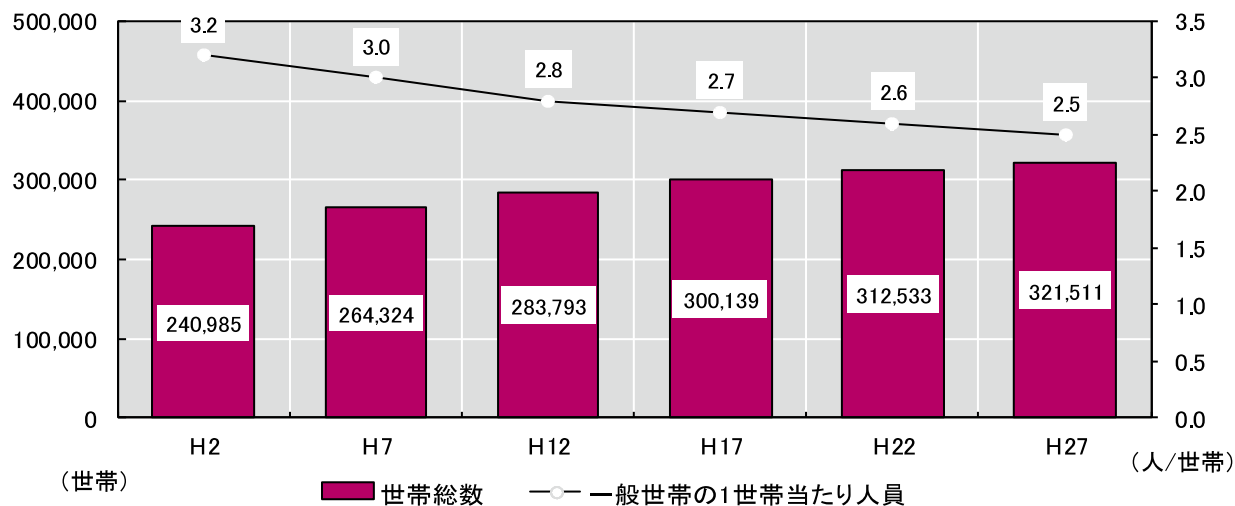
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

(2) 世帯数の推移

① 世帯数と世帯構成人員の推移

本市の世帯数は平成2年の240,985世帯から平成27年には321,511世帯まで増加していますが、世帯構成人員は平成2年の3.2人から平成27年には2.5人まで減少しています。

<図表3>

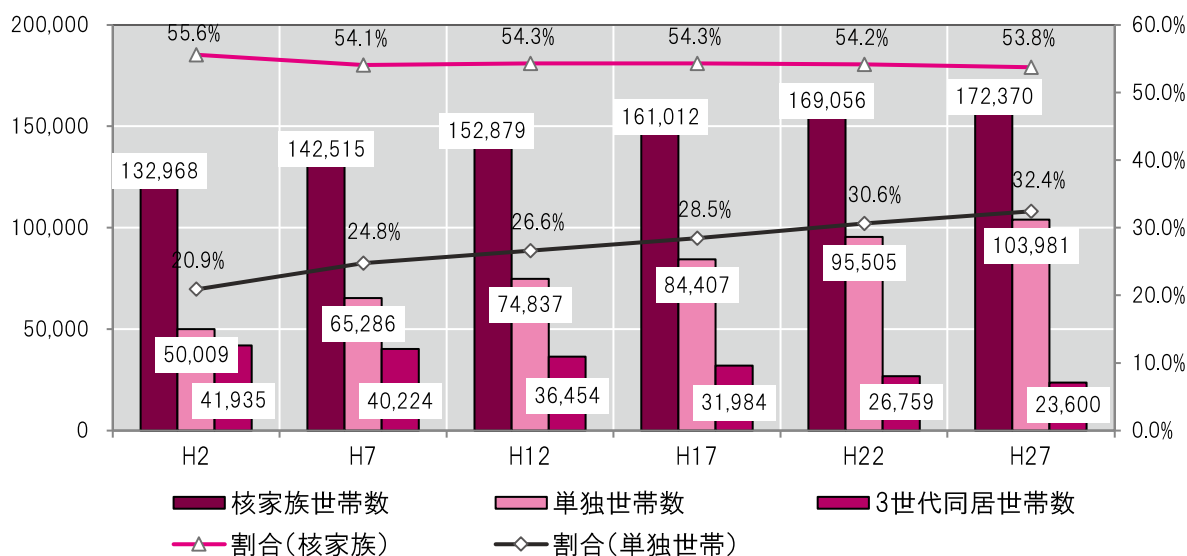


出典: 国勢調査

② 一般世帯の世帯類型の推移

本市の世帯類型は、核家族世帯数が平成2年の132,968世帯から平成27年の172,370世帯へ増加していますが、全体における割合は大きく変わっていません。また、単独世帯数は平成2年の50,009世帯から平成27年の103,981世帯まで増加しており、実数も割合も増加しています。3世代同居世帯数は、平成2年の41,935世帯から平成27年の23,600世帯まで減少しています。

<図表4>



※3世代同居世帯=①夫婦、子どもと親からなる世帯+②夫婦、子どもと他の親族からなる世帯

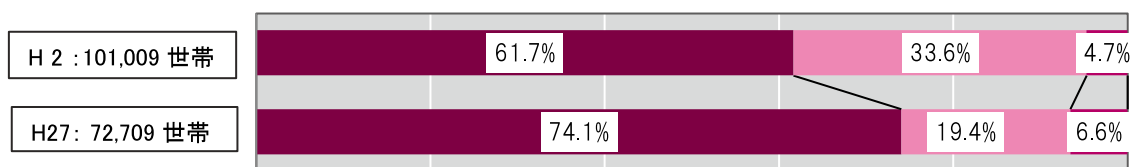
出典: 国勢調査

③ 子どものいる一般世帯の世帯構成の割合

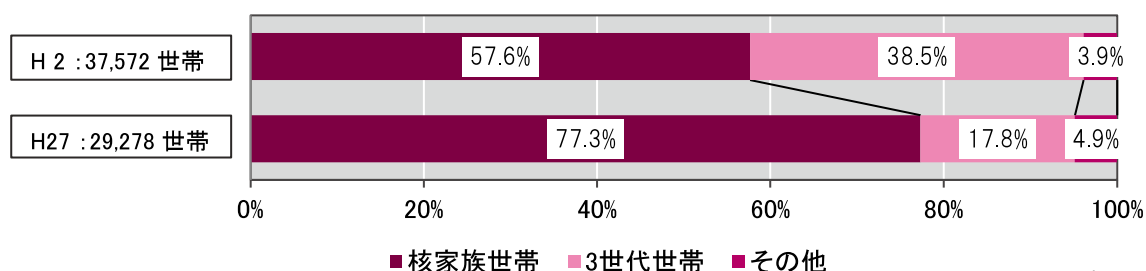
子どものいる世帯数は平成2年から平成27年までの25年間に18歳未満の子どもがいる世帯、6歳未満の子どもがいる世帯いずれの区分でも20%以上減少しており、また、構成としては核家族世帯の割合が増加、3世代同居世帯は減少しています。

<図表5>

<18歳未満の子どもがいる世帯>



<6歳未満の子どもがいる世帯>



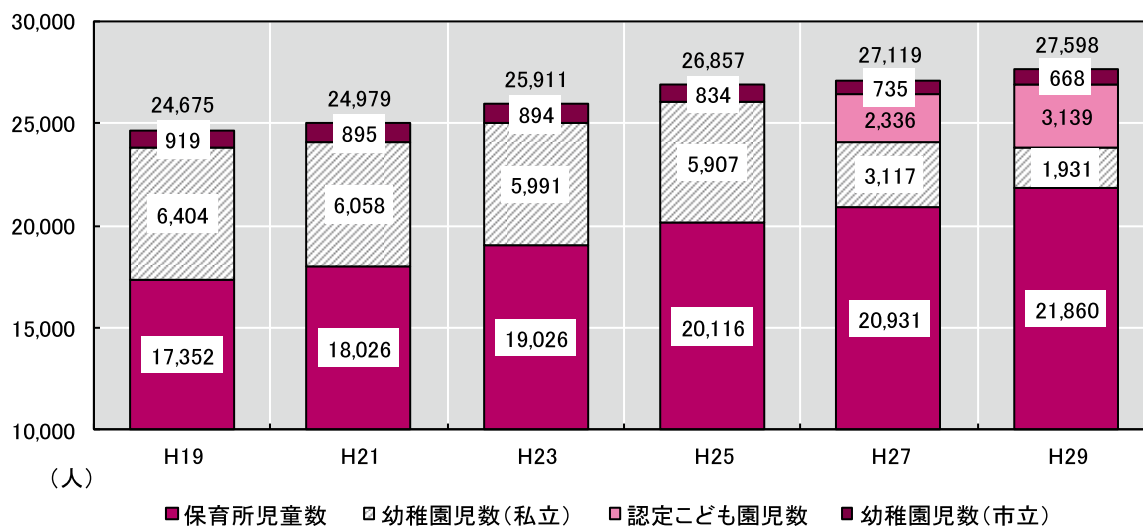
出典: 国勢調査

(3) 子どもの数の推移

① 保育園、幼稚園の児童数の推移

平成27年の子ども・子育て支援新制度施行以降、多くの幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、幼稚園児数が減少し、認定こども園児数が増加しています。また、保育園児童数については一貫して増加傾向にあります。

<図表6>

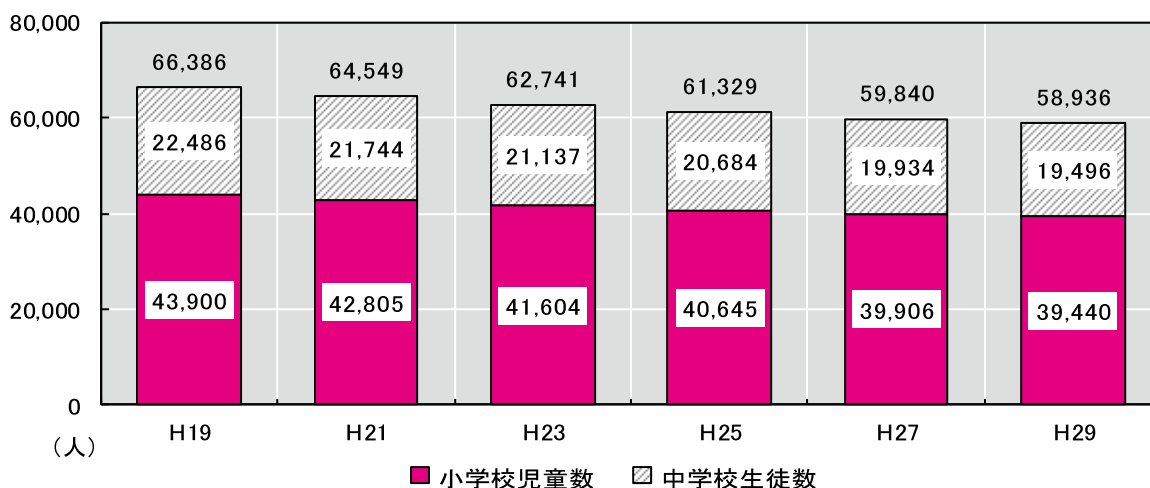


出典: 新潟市保育課、学校支援課(各年5月1日現在)

② 小学校、中学校の児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、少子化に伴い平成 19 年の 66,386 人から平成 29 年に 58,936 人まで減少しています。平成 27 年に小学校児童数は 4 万人、中学校生徒数は 2 万人を下回って推移しています。

<図表 7>

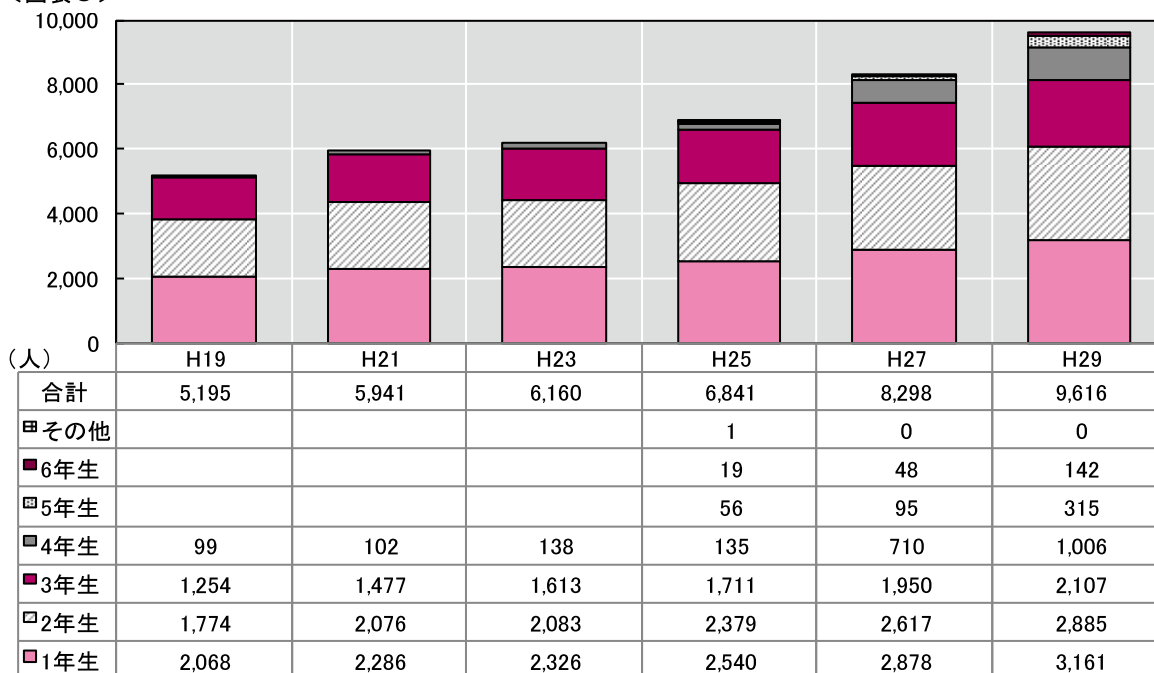


出典:新潟市教育委員会事務局(各年 5 月 1 日現在)

③ 放課後児童クラブの利用人数の推移

放課後児童クラブの利用状況は、1年生から3年生の利用が多くを占めていますが、近年では4年生以上の利用も増加傾向にあり、総数としては一貫して増加し、平成 19 年の 5,195 人から平成 29 年に 9,616 人まで増加しています。

<図表 8>



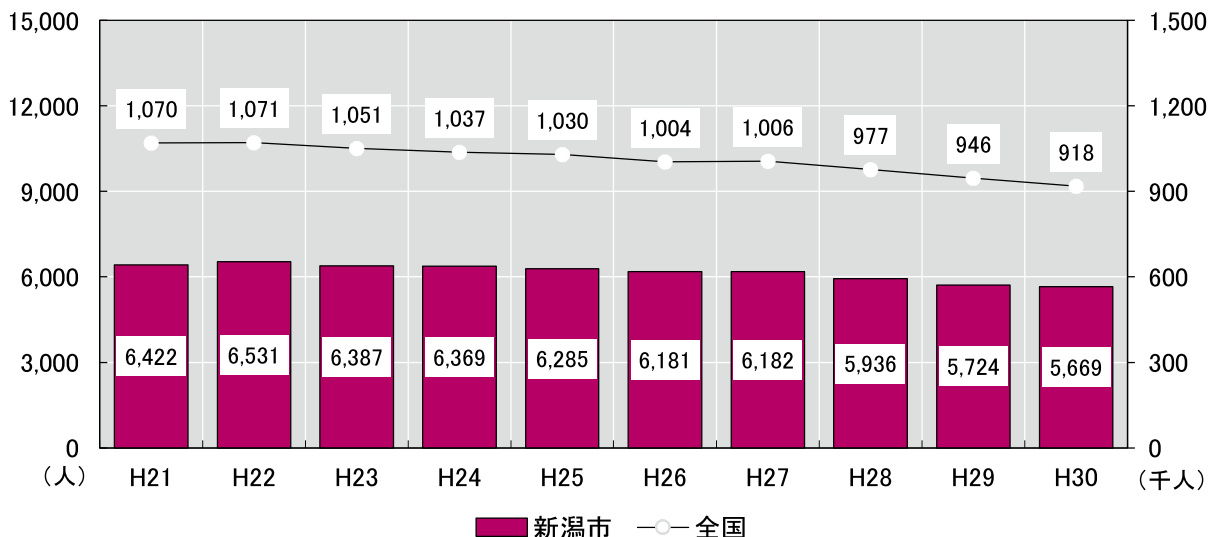
出典:新潟市子ども政策課(各年 5 月 1 日現在)

(4) 出生数の推移

① 出生数の推移

本市の出生数は、全国と同様に減少し、平成 21 年の 6,422 人から平成 30 年には 5,669 人に減少しています。

<図表 9>

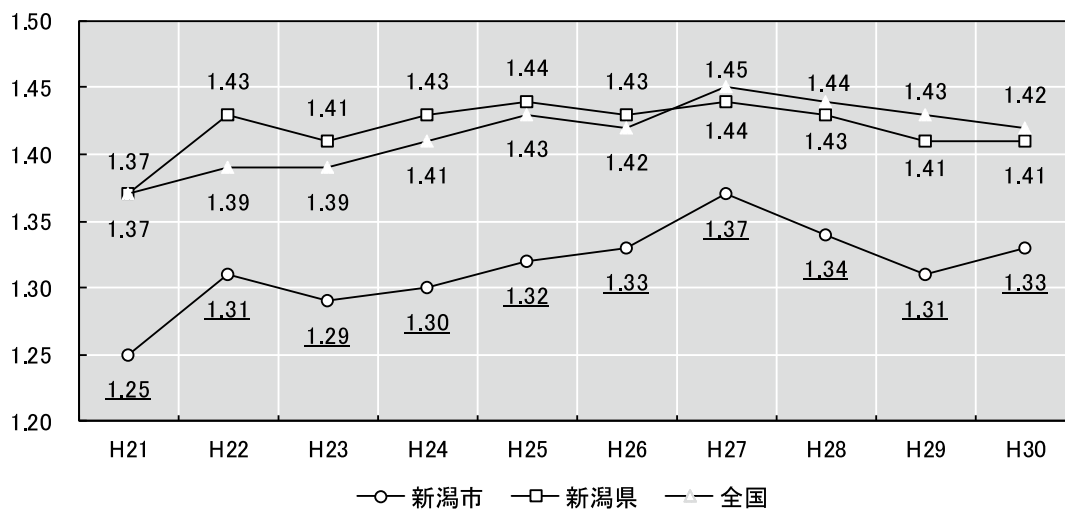


出典: 人口動態統計

② 合計特殊出生率

全国・県の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）に対し、本市は低い推移を示しており、平均的に約 0.1 ポイント下回る水準で推移しています。

<図表 10>

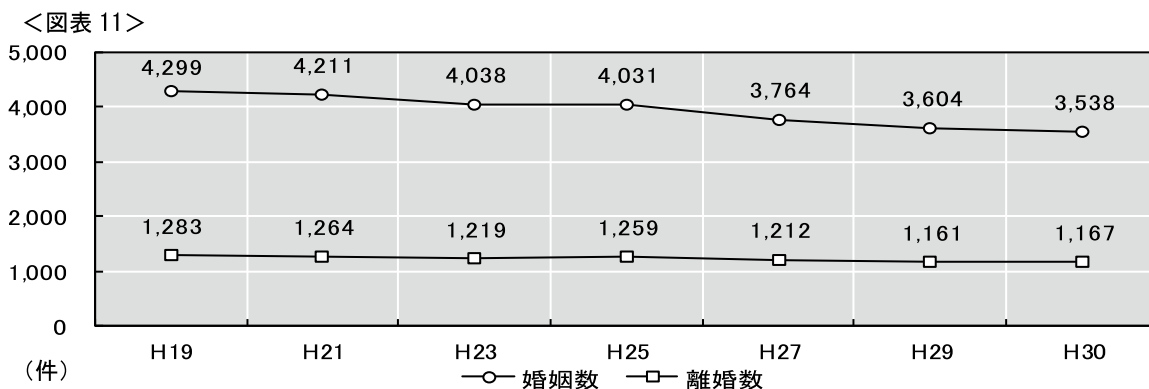


出典: 人口動態統計

(5) 婚姻、離婚数の推移

① 婚姻、離婚件数の推移

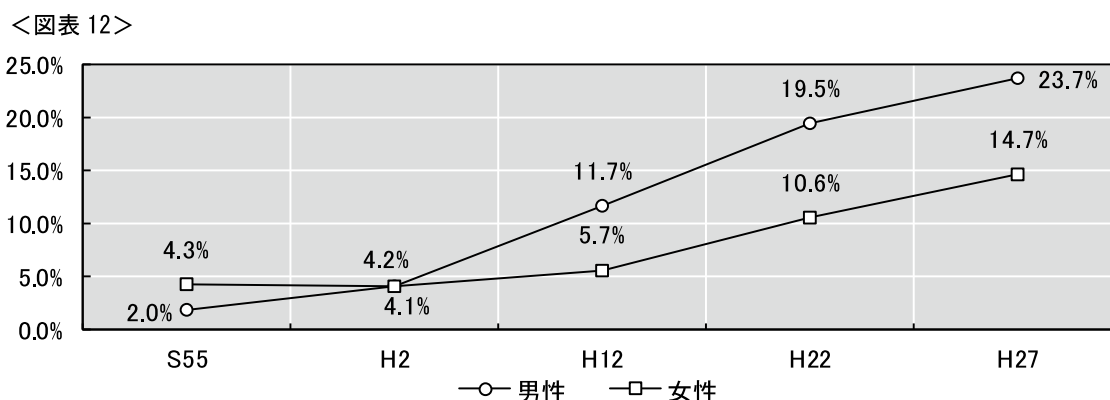
本市の婚姻数は平成 19 年の 4,299 件から年々減少しており、離婚数も平成 29、30 年は 1,100 件台と緩やかな減少傾向にあります。



出典：新潟市市民生活課

② 50 歳時未婚率の推移

近年、50 歳時未婚率（45～49 歳及び 50～54 歳の未婚率の平均値）は男女とも増加しており、平成 27 年の男性平均が 23.7%、女性平均が 14.7%となっています。



出典：国勢調査

③ 平均初婚年齢と第 1 子の平均出生時年齢

本市の平均初婚年齢は男女とも徐々に年齢が上昇しています。

また、第 1 子の平均出生時年齢も同様に上昇しており、平成 23 年からは女性も 30 歳を上回って推移しています。

<図表 13>

(歳)	夫(父親)					妻(母親)				
	H21	H23	H25	H27	H29	H21	H23	H25	H27	H29
平均初婚年齢	30.6	30.6	30.6	30.9	31.0	28.8	29.1	29.2	29.6	29.4
第1子平均出生時年齢	31.6	31.9	32.3	32.8	32.8	29.8	30.2	30.5	31.0	31.0

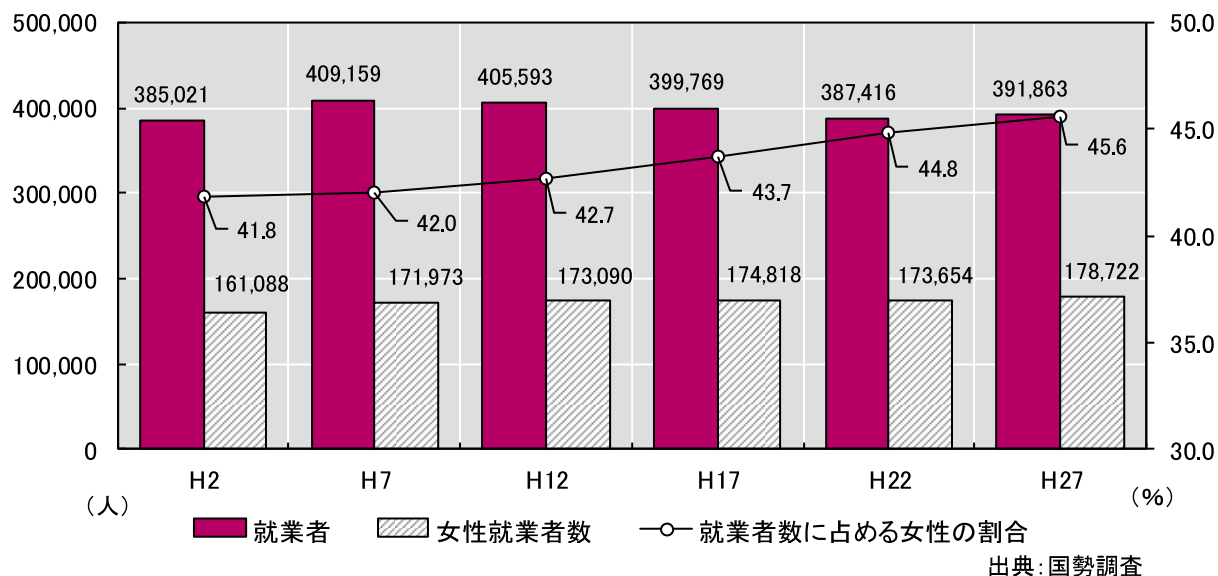
出典：人口動態統計

(6) 就労状況

① 就業者数、女性就業者の人数・割合

本市の就業者数は平成7年以降減少傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけては増加に転じています。また、就業者全体に占める女性就業者の人数・割合も同様に増加しており、平成2年の161,088人（41.8%）から平成27年には178,722人（45.6%）となっています。

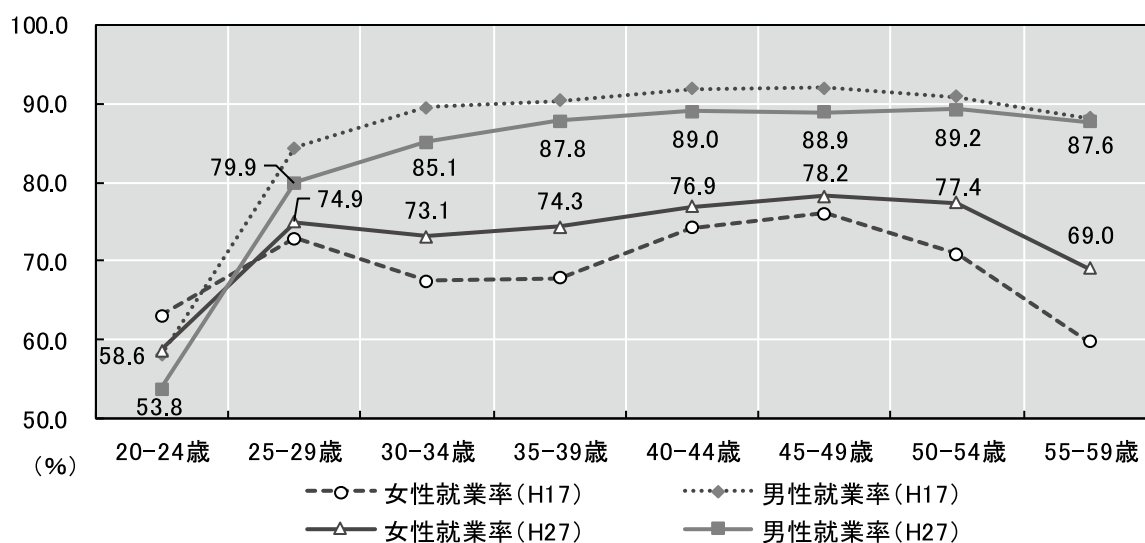
<図表 14>



② 女性の年齢別就業率

女性就業率は、平成17年には30～39歳の就業率の低さからM字カーブを描いていましたが、平成27年には女性の就業率が全体的に上昇し、M字カーブが緩やかになっています。

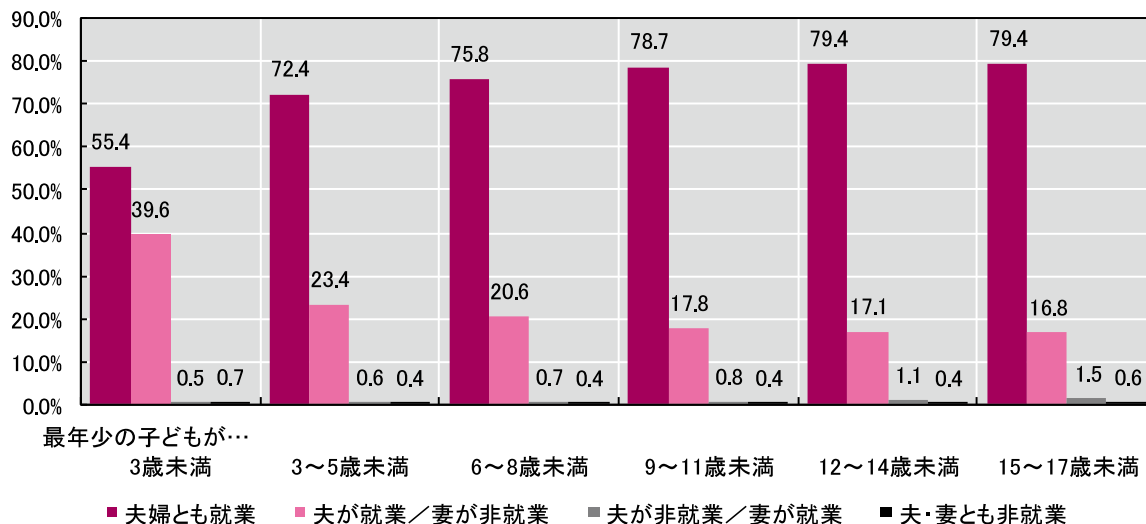
<図表 15>



③ 子どもの年齢別夫婦の就業状態

最年少の子どもの年齢別の夫婦の就業状態について、「夫婦とも就業」の割合は3歳未満で55.4%となっていますが、年齢があがるにつれて増加する傾向にあり、9歳から17歳未満ではおよそ8割となっています。

<図表 16>



出典：国勢調査

④ 子どもがいる世帯の共働き率

政令指定都市における18歳未満の子どもがいる世帯の共働き率は、すべての都市で平成22年から増加しており、最大値は新潟市の59.5%、増減数の最大は川崎市の6.9ポイント増となっています。

<図表 17>

（％）	H22	H27			H22	H27	
			増減数				増減数
新潟市	55.7	59.5	3.8	さいたま市	44.1	47.7	3.6
浜松市	52.6	56.6	4.0	仙台市	43.5	48.6	5.1
静岡市	52.2	55.2	3.0	千葉市	43.0	47.3	4.3
岡山市	50.1	55.3	5.2	大阪市	43.0	45.9	2.9
広島市	49.7	53.6	3.9	神戸市	42.1	46.7	4.6
京都市	47.8	51.6	3.8	横浜市	41.8	46.0	4.2
名古屋市	47.2	50.6	3.4	札幌市	41.6	44.8	3.2
北九州市	46.0	49.4	3.4	堺市	41.2	46.7	5.5
福岡市	45.5	48.6	3.1	川崎市	40.7	47.6	6.9
相模原市	45.2	48.3	3.1				

出典：国勢調査

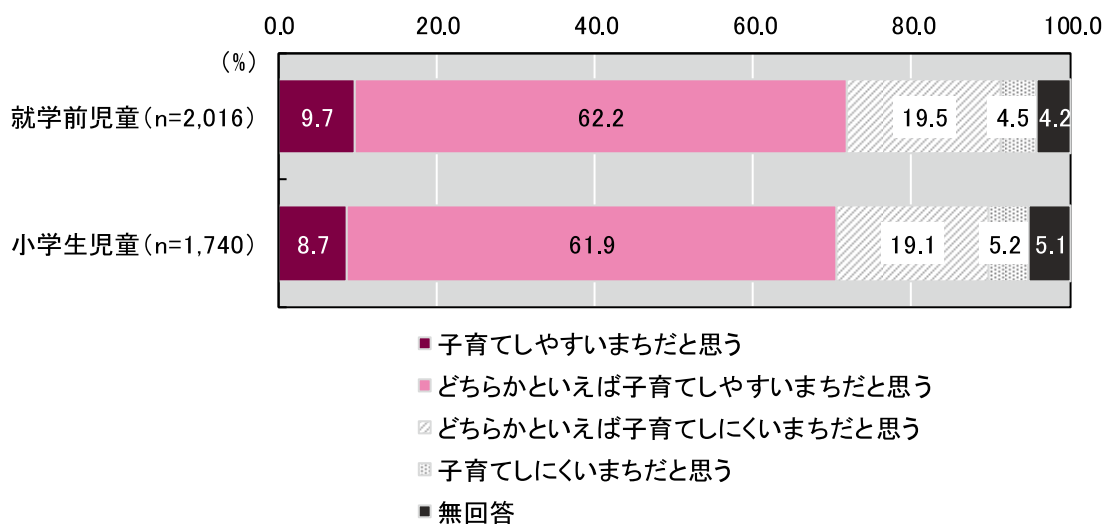
1-2 計画策定にあたっての課題（ニーズ調査結果のポイント）

(1) 子育てのしやすさの評価（「就学前児童調査」「小学生調査」）

本市の子育てのしやすさの評価については、就学前児童・小学生ともに同様の結果となっており、「子育てしやすいまちだと思ふ」と「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思ふ」を足した割合が7割強となっています。一方で、「子育てしにくいまちだと思ふ」と「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思ふ」を足した割合は2割半ばと、およそ4人に1人の割合となっています。

また、子育てについて「楽しいと感じること」の割合は就学前児童と小学生の半数以上が「多い(4と5の合計)」と回答していますが、就学前児童に比べて小学生でやや割合が低くなっています。地域の子育て支援や子育て環境については、中間の「3」が最も多く、就学前児童と小学生で同様の結果となっています。

■子育てしやすいまちだと思ふか（就学前児童【問39】／小学生【問25】）



■子育てや子育て支援の実感度合（就学前児童【問43】／小学生【問30】）

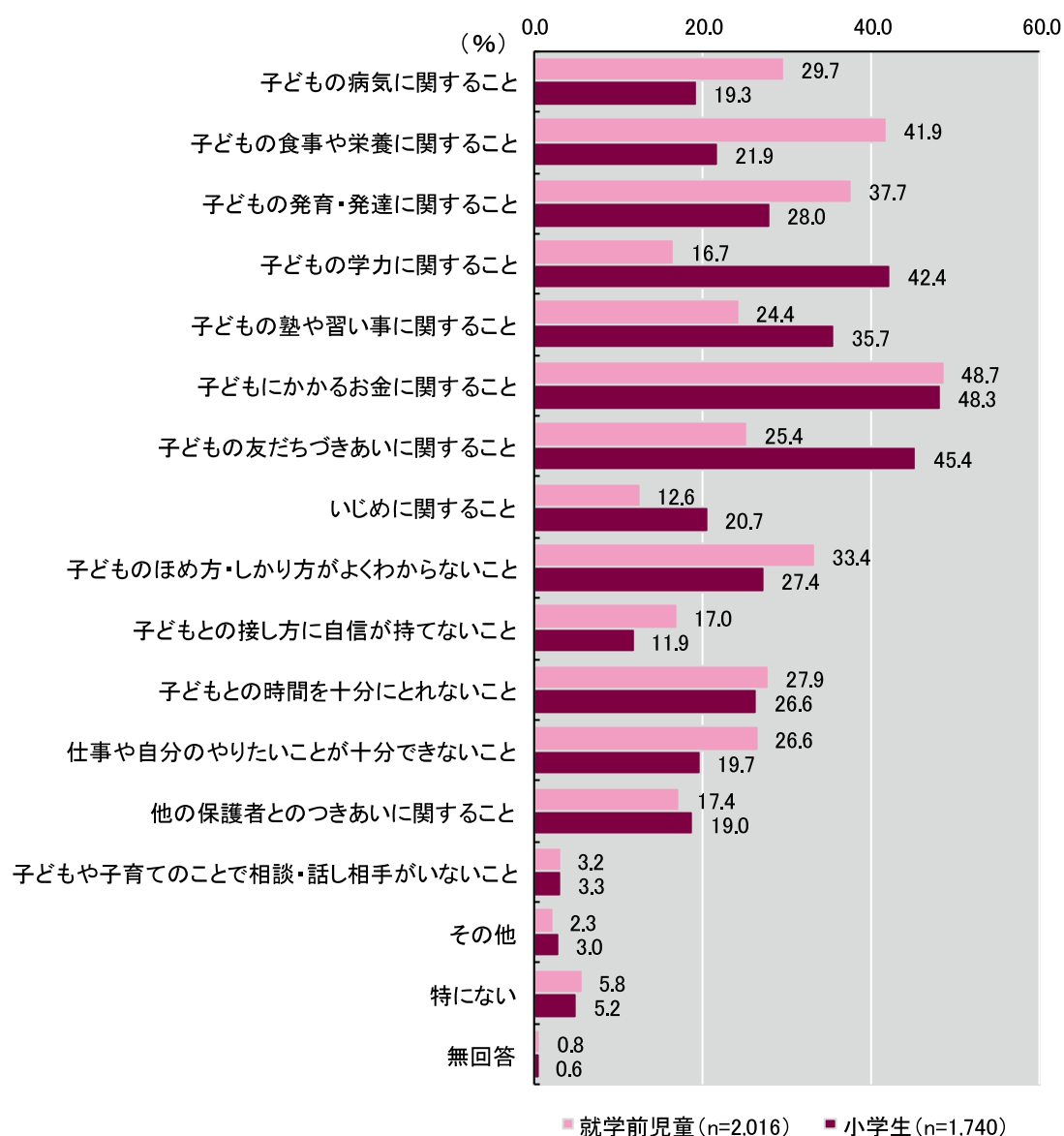
表示：%		← 少ない → 多い					無回答
(就学前児童n=2,016 小学生n=1,740)		1	2	3	4	5	
A 楽しいと感じることが	就学前児童	1.1	3.2	15.9	37.8	41.3	0.7
	小学生	2.8	4.4	26.9	34.5	30.4	1.0
B 負担と感じることが	就学前児童	10.9	22.6	35.3	22.8	7.7	0.8
	小学生	11.1	19.0	40.2	21.0	7.7	1.0
C 不安を感じることは	就学前児童	13.4	25.2	34.2	19.2	7.0	0.9
	小学生	12.3	18.4	38.3	20.2	9.7	1.1
		← 不十分 → 十分					無回答
		1	2	3	4	5	
D 住んでいる地域の 子育て支援について	就学前児童	9.9	21.4	46.1	18.3	3.4	0.9
	小学生	11.0	22.2	49.0	13.9	2.6	1.3
E 住んでいる地域の 子育て環境について	就学前児童	7.4	21.0	46.0	20.6	4.0	0.8
	小学生	8.4	17.9	46.9	21.4	4.3	1.1

(2) 子育てで日ごろ悩むこと、気になること（「就学前児童調査」「小学生調査」）

子育てで日ごろ悩むこと、気になることについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもにかかるお金に関すること」が5割近くで最も多くなっています。

また、両調査の結果で差がみられた項目としては、就学前児童では「子どもの食事や栄養に関すること」が小学生よりも20ポイント近く高く、小学生では「子どもの学力に関すること」と「子どもの友だちづきあいに関すること」が20ポイント以上高くなっています。

■ 子育てや子育て支援の実感度合（就学前児童【問13】／小学生【問13】）



(3) ソーシャルサポートで期待できる方の有無（「就学前児童調査」）

相談・子育ての手伝い・家事の手伝い・子どもの預かりについてサポートを得られる人の有無をみたところ、いずれの項目も「配偶者」や「実母・義母」の回答が多くなっています。

また、市外での出産や子育て経験の有無別でみると、「子育ての手伝い」、「家事の手伝い」、「子どもを預ける」において、市外での出産・子育て経験がある方の「実母・義母」の割合がやや低くなる傾向がみられます。一方、「友人・知人」の項目においては、市外での出産・子育て経験の有無による差はみられませんでした。

■各項目（A～D）でソーシャルサポートを期待できる方〔市外での出産・子育て経験別、主な選択肢を抜粋〕（就学前児童【問11】）

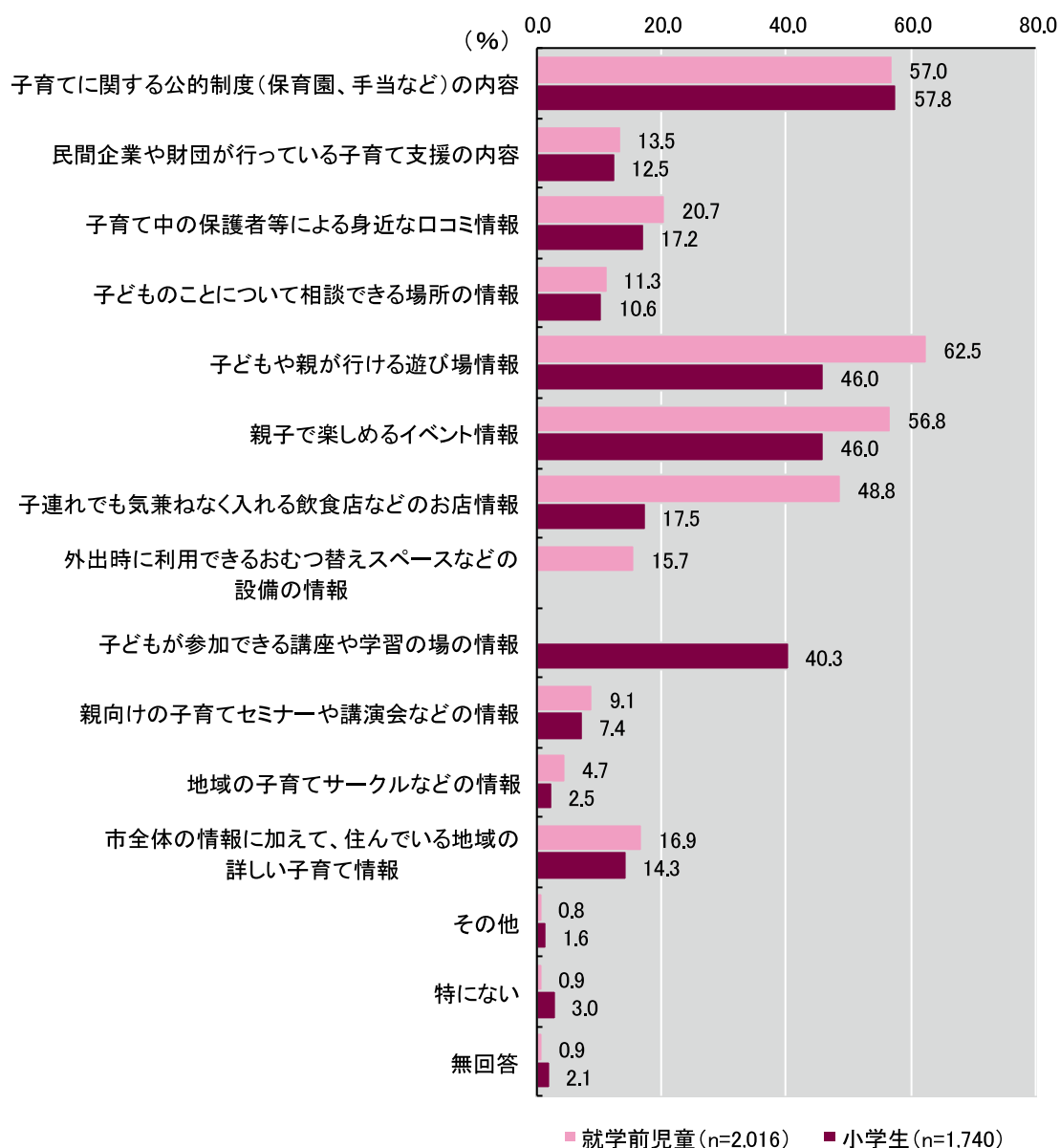
問11A 子育ての相談		n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	2,016	84.5	29.2	78.7	71.2	0.8
	ある	490	83.3	28.4	76.5	72.9	1.4
	ない	1,461	85.3	29.5	79.5	70.8	0.7
問10②市外での 子育て経験	全体	2,016	84.5	29.2	78.7	71.2	0.8
	ある	405	80.2	25.4	76.0	72.1	1.0
	ない	1,525	86.3	30.2	79.5	71.8	0.8
問11B 子育ての手伝い		n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	2,016	86.4	40.6	74.9	5.0	2.6
	ある	490	86.5	35.1	62.2	4.1	3.9
	ない	1,461	86.8	42.4	78.9	5.1	2.3
問10②市外での 子育て経験	全体	2,016	86.4	40.6	74.9	5.0	2.6
	ある	405	82.5	33.6	65.2	4.7	4.2
	ない	1,525	87.9	42.4	77.7	5.0	2.3
問11C 家事の手伝い		n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	2,016	77.1	11.2	43.2	0.5	8.1
	ある	490	77.6	6.9	31.0	0.0	10.6
	ない	1,461	77.3	12.4	47.2	0.6	7.3
問10②市外での 子育て経験	全体	2,016	77.1	11.2	43.2	0.5	8.1
	ある	405	72.1	9.4	35.6	0.5	10.6
	ない	1,525	79.0	11.7	45.0	0.5	7.2
問11D 子どもを預ける		n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	2,016	64.9	39.0	80.2	4.8	7.8
	ある	490	63.1	34.3	67.8	5.9	14.9
	ない	1,461	65.6	40.9	84.4	4.3	5.5
問10②市外での 子育て経験	全体	2,016	64.9	39.0	80.2	4.8	7.8
	ある	405	60.7	35.3	69.9	6.9	12.1
	ない	1,525	66.4	40.7	83.3	4.3	6.6

(4) 子育て情報で欲しい内容（「就学前児童調査」「小学生調査」）

子育て情報で欲しい内容については、就学前児童では「子どもや親が行ける遊び場情報」が6割以上で最も多く、そのほか「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」、「親子で楽しめるイベント情報」、「子連れでも気兼ねなく入れる飲食店などのお店情報」が4割以上で多くなっています。

小学生では、「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が6割弱で最も多く、そのほか「子どもや親が行ける遊び場情報」、「親子で楽しめるイベント情報」、「子どもが参加できる講座や学習の場の情報」が4割台となっています。

■子育て情報で欲しい内容（就学前児童【問 36】／小学生【問 24】）



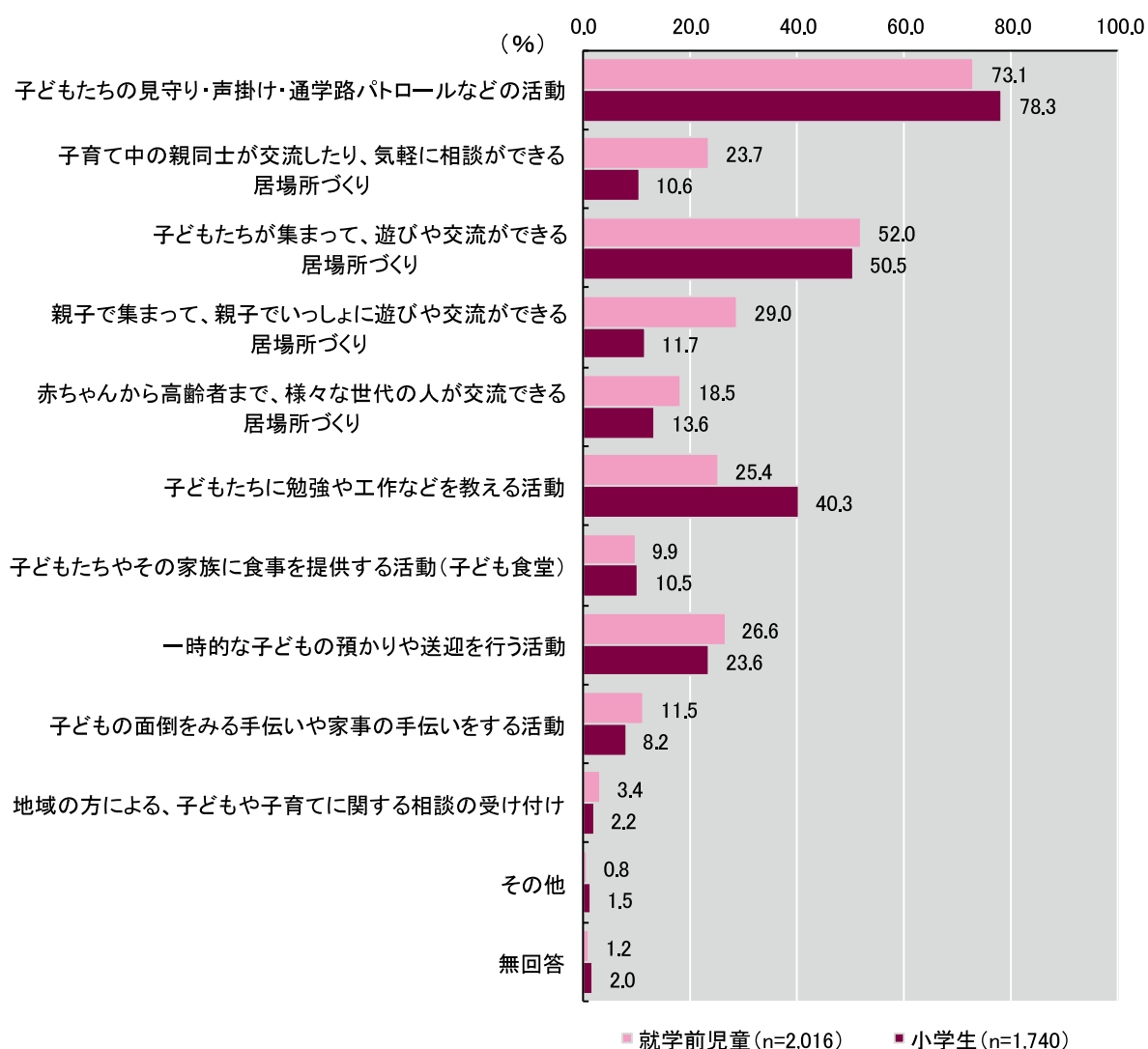
※「外出時に利用できるおむつ替えスペースなどの設備の情報」は就学前児童のみ、「子どもが参加できる講座や学習の場の情報」は小学生のみの項目。

(5) あったらよいと思う地域主体の活動（「就学前児童調査」「小学生調査」）

地域主体の子育て支援活動としてあたらよいと思うものについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」が7割台で最も多く、次いで「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」が5割台となっています。

また、就学前児童では、「子育て中の親同士が交流したり、気軽に相談ができる居場所づくり」や「親子で集まって、親子でいっしょに遊びや交流ができる居場所づくり」が2割台で小学生よりも10ポイント以上高くなっています。一方で、小学生では「子どもたちに勉強や工作などを教える活動」が就学前児童に比べて10ポイント以上高くなっています。

■ あたらよいと思う地域主体の子育て支援活動（就学前児童【問 42】／小学生【問 29】）



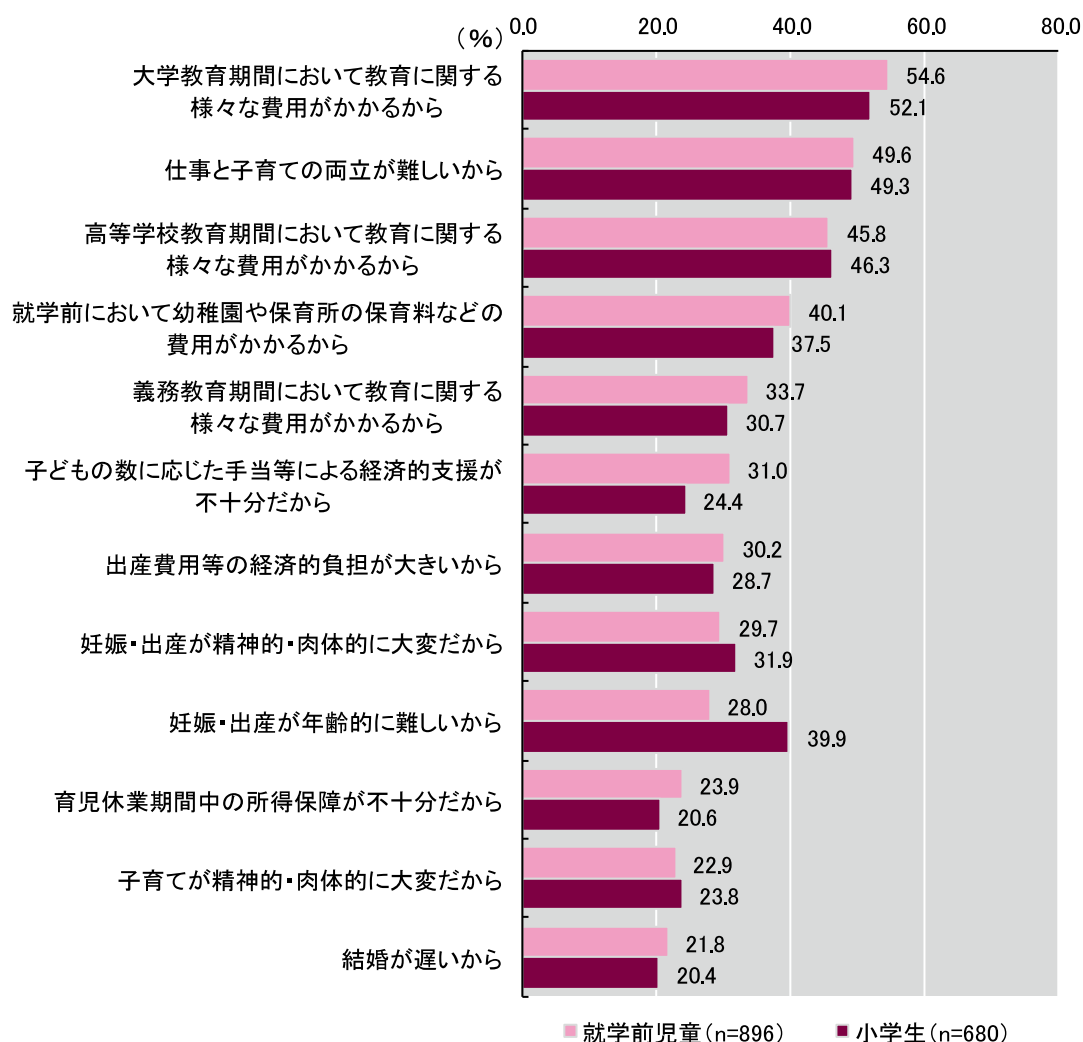
(6) 子どもの数が理想よりも少ない理由（「就学前児童調査」「小学生調査」）

実際にもつ子どもの数と理想とする子どもの数には 0.39 人の差があり、実際にもつ子どもの数が理想よりも少ない理由をうかがったところ、就学前児童と小学生のいずれも上位 3 項目は共通しており、「大学教育期間において教育に関する様々な費用がかかるから」、「仕事と子育ての両立が難しいから」、「高等学校教育期間において教育に関する様々な費用がかかるから」で 4 割以上の回答となっています。

上位 3 項目以下も、保育料などの費用、教育に関する費用、経済的支援が不十分、出産費用等の経済的負担など、経済的な理由が続いています。

■子どもの数が理想よりも少ない理由〔20%以上の回答があった項目のみ〕

（就学前児童【問 9】／小学生【問 9】）



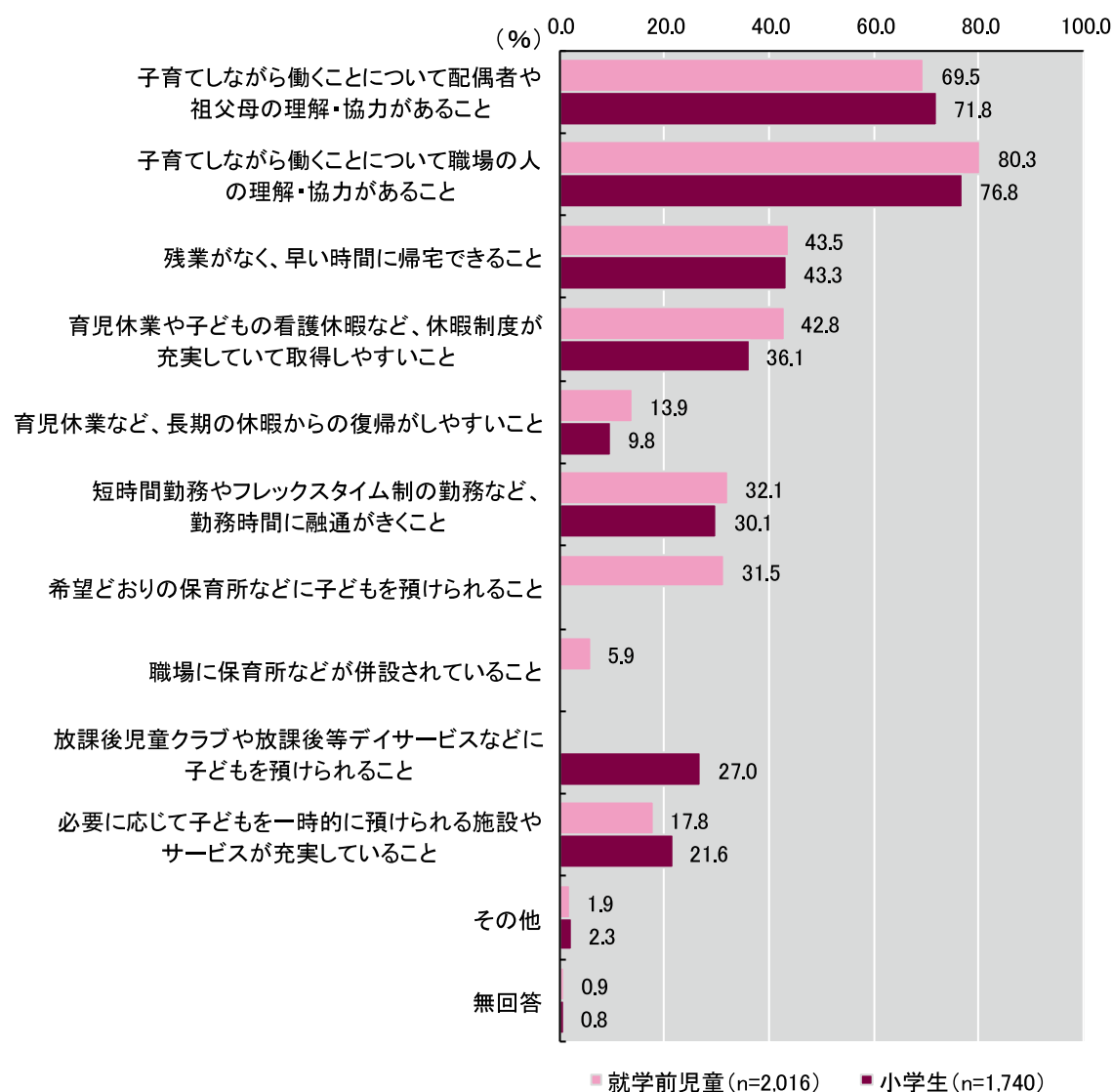
(7) 仕事と子育ての両立に必要なこと（「就学前児童調査」「小学生調査」）

仕事と子育ての両立に必要なことについては、就学前児童と小学生のいずれも「子育てしながら働くことについて職場の人の理解・協力があること」がおよそ8割で最も多く、次いで「子育てしながら働くことについて配偶者や祖父母の理解・協力があること」がおよそ7割となっています。

また、就学前児童では「希望どおりの保育所などに子どもを預けられること」に、小学生では「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」におよそ3割の回答があります。

以上より、職場環境の整備や働き方に関する理解という面と、保育サービスなどの基盤整備の両面を充実させていくことが求められているといえます。

■ 仕事と子育ての両立に必要なこと（就学前児童【問 16】／小学生【問 16】）

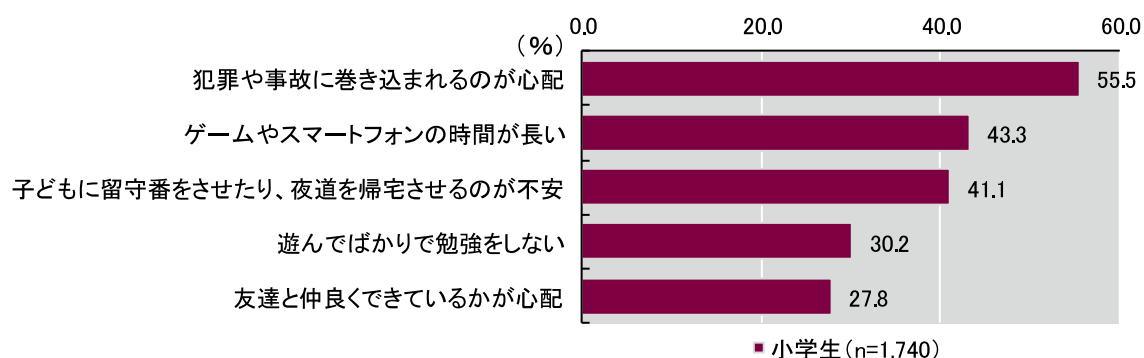


※「希望どおりの保育所などに子どもを預けられること」及び「職場に保育所などが併設されていること」は就学前児童のみ、「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」は小学生のみの項目。

(8) 放課後の過ごし方で心配なこと（「小学生調査」）

放課後の過ごし方で心配なこととして、「犯罪や事故に巻き込まれるのが心配」が5割半ばで最も多く、「子どもに留守番をさせたり、夜道を帰宅させるのが不安」が4割強と、防犯に関する項目への回答が多くなっています。

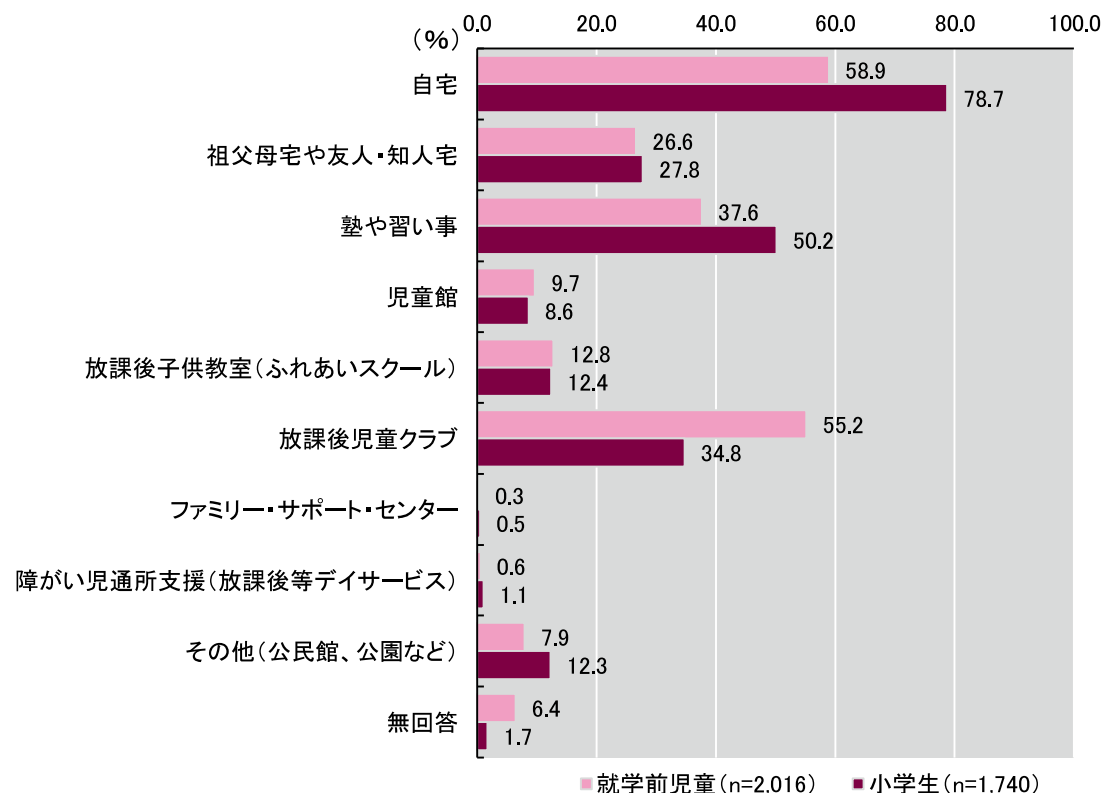
■放課後の過ごし方で心配なこと〔上位5項目〕（小学生【問19】）



(9) 放課後に過ごさせたい場所（「就学前調査」「小学生調査」）

放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童と小学生のいずれも「自宅」が最も多くなっていますが、就学前児童は6割弱であるのに対して、小学生では8割弱と20ポイント差があります。一方で、「放課後児童クラブ」は就学前児童では5割半ばですが、小学生では3割半ばで20ポイントの差が生じています。

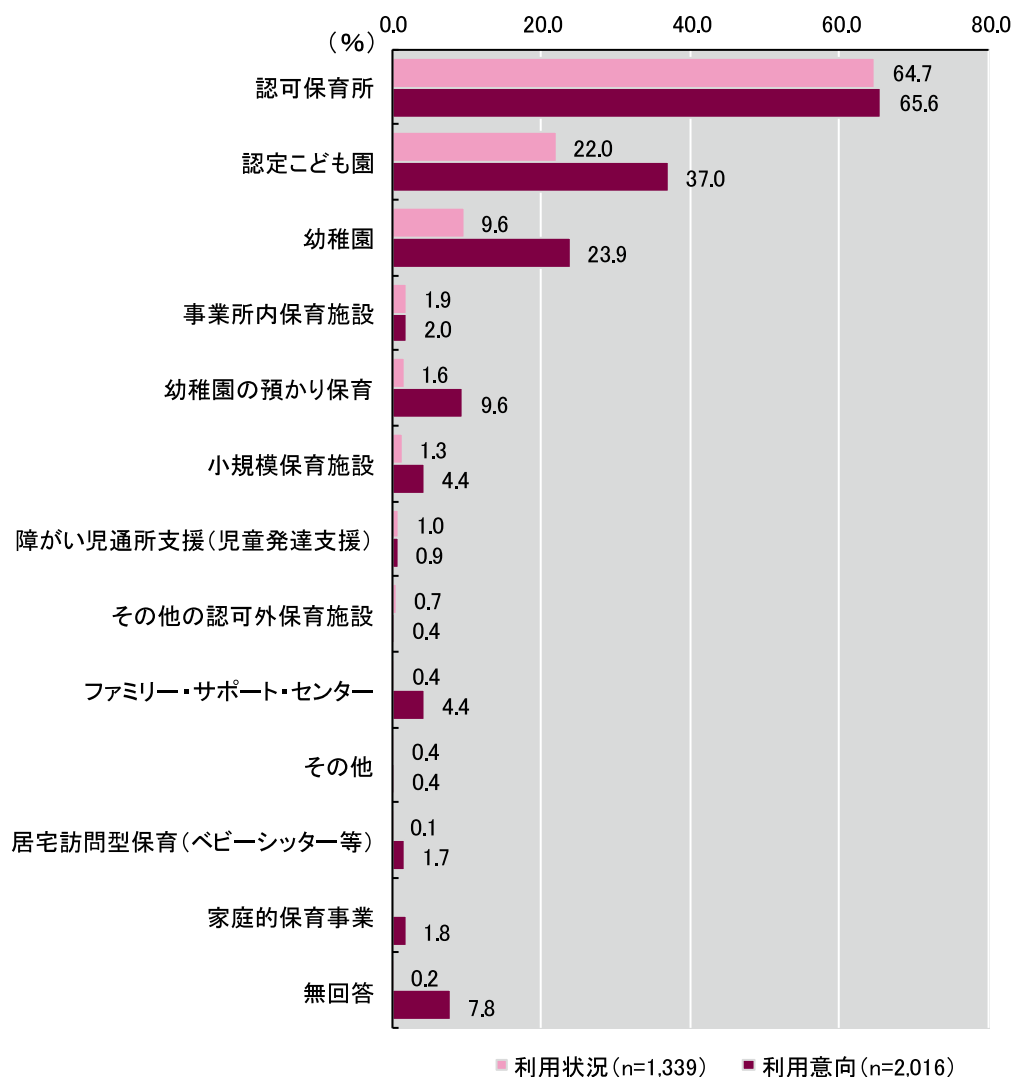
■放課後に過ごさせたい場所（就学前児童【問33】／小学生【問17】）



(10) 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向（「就学前調査」）

定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・利用意向については、「認可保育所」がいずれも高くなっています。

■ 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向（就学前児童【問 17-A、問 18】）



※「家庭的保育事業」は利用意向のみで聞いた項目。

1-3 第1期計画の分析・評価

(1) 第1期計画の概要

平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第1期計画は、下記に掲げる3つの施策分野と10の基本施策で構成されています。

◇第1期計画の施策体系

施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進
- 基本施策2 放課後対策の総合的な推進
- 基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実

施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

- 基本施策4 妊娠・出産・育児のための切れ目ない母子保健の充実
- 基本施策5 精神的負担、不安を軽減する支援の充実
- 基本施策6 経済的な負担軽減施策の充実
- 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

施策分野3 社会全体で子どもを大切にする環境づくり

- 基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成
- 基本施策9 児童虐待防止と要保護児童等対策の推進
- 基本施策10 社会的養護体制の充実

本項では、第1期計画の進捗評価として、上記の10の基本施策及び第1期計画に掲げた成果指標の達成状況等について掲載します。

(2) 主な取り組みの成果

施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進

【乳幼児期の教育・保育と幼保小連携】

- ・教育・保育施設の定員拡充や認定こども園の設置推進、地域型保育事業の受け入れ児童（主に0～2歳児）の卒園後の連携施設の確保に努めました。
- ・保育士、幼稚園・小学校教員を対象とした研修や就学前連絡会などを行い、幼保小の連携を図りました。

【教育・保育サービスの充実】

- ・1歳児に対する保育士配置基準を国基準より手厚く（国基準：おおむね6:1 ⇒ 市基準：おおむね3:1）することで、保育の質向上に取り組んできました。
- ・平成27年度から30年度の間増改築を含め合計26園の私立保育園等の整備を行い、保育定員の拡充を図り、年度当初の待機児童ゼロを維持してきました。（平成29年度当初に待機児童が2人出たが、その後ゼロに回復）
- ・延長保育の全施設での実施、休日保育施設の拡充やすべての施設で障がい児の受け入れを可能とするなど、多様な保育ニーズに対応するサービスを提供しました。
- ・平成30年度に「新潟市立保育園配置計画」を策定し、老朽化・狭あい化の進む市立保育園の環境改善や、地域の実情に応じた適正配置を計画的に進めることとしました。
- ・食育や農業体験学習を実施し、子どもたちに体験を通じた学びの機会を提供しました。

基本施策2 放課後対策の総合的な推進

【放課後児童クラブ全体の質の向上】

- ・放課後児童支援員や補助員の適切な人員配置を行うとともに、研修や処遇改善を行い、質の向上を図りました。
- ・基準を満たす面積を確保するため、新たな施設の整備や改修を行い、児童が過ごす環境の改善を図りました。
- ・公設・民設クラブの事業者・職員に対し研修や情報交換会を実施し、情報共有を行いました。

【放課後児童クラブの整備】

- ・ひまわりクラブにおいて、平成 27 年度から高学年の受け入れを開始するとともに、平成 27 年度から 30 年度の間、41 クラブ約 2,900 人分の整備を行い、受け入れ環境の充実を図りました。
- ・学校施設の活用を基本とした、ニーズ量に対応する放課後児童クラブの整備を行いました。

【子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携】

- ・子どもふれあいスクールの運営スタッフと放課後児童支援員との合同研修会を行うとともに、平成 30 年度までに 13 施設で一体型の運営を行うなど、連携を進めました。

基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実

【障がいの予防と早期の気づき・早期の支援、相談体制・支援体制の整備】

- ・乳幼児健康診査等の実施による早期の気づきに努めたほか、専門的な相談や療育教室の実施、関係機関との連携により保護者の気づきを促し、親子に対し早期の支援を行いました。
- ・平成 30 年度までに 407 名の発達支援コーディネーターを養成し、市立の保育施設では 1 名以上の配置を達成しました。（市立私立幼児教育・保育施設全体では配置率 79.1%）
- ・本市の中核的な支援機関として、平成 27 年度に児童発達支援センター「こころん」を設置し、身近な地域での支援の強化に努めました。

施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

基本施策4 妊娠・出産・育児のための切れ目ない母子保健の充実

【安心して妊娠・出産ができる環境の整備】

- ・妊婦健康診査について、平成 28 年度に子宮頸がん検査等を追加し、国が推奨するすべての検査項目に対応した助成を行うとともに、出産前の妊婦に対しては、安産教室を行いました。
- ・特定不妊・不育症の治療にかかる医療費助成の充実を図りました。
- ・全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置し、助産師等専門職がマタニティナビゲーターとして妊娠期からの支援に努めるとともに、医療機関等との連携により子どもを産み育てやすい環境の整備を図りました。
- ・産後ケアにかかる助成額を所得等に応じて拡充し、より利用しやすくしたことで、利用実績が増加し、産後の心身の回復や育児不安の解消に努めました。

【安心して子育てができる環境の整備】

- ・乳幼児健康診査や歯科健診、こんにちは赤ちゃん訪問、育児相談など機会を捉えて、母子の状況把握に努めるとともに、医療機関や助産師、民生委員児童委員等の関係機関や民間団体等との連携を推進しました。
- ・地域子育て支援センター等へ保健師などが出向き健康教育・健康相談等を実施しました。
- ・発達相談・療育教室の実施により発達に課題を抱える子どもの早期発見とその親子への早期支援に努めたほか、慢性疾患のある子どもとその家族の支援の充実を図りました。

【健康に過ごすための環境の確保】

- ・乳幼児健康診査の実施とともに、学校との連携による小児期からの生活習慣病予防、また、むし歯予防事業・フッ化物塗布事業・フッ化物洗口事業等の実施により、むし歯予防を推進しました。
- ・安産教室等を通じ、妊娠中の適正な食生活、体重管理、禁酒・禁煙の啓発を行ったほか、離乳食・幼児食講習会を実施し、保護者へ適切な情報を提供することで乳幼児の成長発達及び適切な食習慣の形成を促進しました。
- ・予防接種に関する正しい知識の普及及び効果的な周知を図りました。

【思春期の保健対策の強化】

- ・今後子どもを産み育てる世代がライフプランを描くために、妊娠や出産、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を行ったほか、学校や医療機関、助産師等の地域の様々な関係者と連携した健康教育などを推進しました。
- ・心の問題についての相談事業の実施・周知を図りました。

基本施策5 精神的負担、不安を軽減する支援の充実

【安心して子どもを育てることへの支援】

- ・ファミリー・サポート・センター事業について、会員数と活動件数を増加させ、受け入れ拡大を図りました。
- ・専任保育士や専用保育スペースを確保した一時預かり拠点保育施設を整備しました。
- ・未実施となっていた北区・南区・西蒲区で病児・病後児保育事業を実施しました。
- ・こどもショートステイでのレスパイト（休息）を理由とした受け入れを開始し、子育ての負担や不安の軽減を図りました。
- ・子育て世代包括支援センターとして、全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置し、妊娠期から子育て期の相談等にワンストップで対応する窓口を整備しました。
- ・公民館等では、出産前から思春期まで子どもの成長に合わせた家庭教育や祖父母への孫育ての学習機会の提供、世代間交流を図る取り組みを行いました。

【子どもに関する相談体制の充実】

- ・子育てなんでも相談センター「きらきら」の相談件数は平成 27 年度から 30 年度までの平均で約 1,900 件にのぼり、気軽に相談できる窓口として活用が図られました。
- ・母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、育児相談など様々な相談の機会を設け、保護者の子育てに対する不安の軽減を図りました。
- ・各区の家庭児童相談室や児童相談所では、子どもの養育や発達、人間関係など様々な相談に対応し、適切なアドバイスや支援を行いました。

【子育て支援情報の充実】

- ・子育て応援パンフレット「スキップ」、市報、ホームページ、スマートフォンやタブレットを活用した「にいがた子育て応援アプリ」による情報発信を行いました。
- ・母子健康手帳交付時や、妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査など様々な機会を活用し、市の制度やサービスに加え、地域の子育て支援情報等の提供を行いました。

【安心して過ごせる居場所の整備、多様な体験の機会の提供】

- ・こども創造センター、地域子育て支援センター、児童館、公民館など様々な施設では、子どもの年齢や興味関心に応じて、ものづくりや親子レクリエーション、体験教室など多様な遊びを通じた体験の場を提供したほか、保護者同士の交流や情報交換のための居場所としての活用も図られました。

基本施策6 経済的な負担軽減施策の充実

【子育て家庭の経済的な負担の軽減】

- ・こども医療費助成について、平成 27 年 10 月から通院助成を小学 6 年生まで、入院助成を高校 3 年生まで拡大するとともに、通院助成について多子世帯に対する減免を実施しました。その後、平成 31 年 4 月から通院助成を中学 3 年生までに拡大しました。
- ・障がいの程度の軽減などを目的とした手術や未成熟なまま生まれた新生児、国の定める特定疾患にかかった子どもの医療費の一部を助成しました。
- ・特定不妊治療費について、平成 28 年から国の制度を上回る市独自の助成を開始しました。
- ・中学生までの子どもを養育している方へ、児童手当を支給しました。
- ・保育料について、多子世帯など保護者の負担を考慮し、平成 30 年度は国が示す基準に対し 35.4%を軽減しました。
- ・平成 30 年度にひまわりクラブ利用料の見直しを行い、多子減免を導入しました。
- ・平成 29 年度に「新潟市子どもの未来応援プラン（新潟市子どもの貧困対策推進計画）」の策定にあたり、ひとり親家庭を含む子ども・若者のいる世帯の状況等に関するアンケート調査を行い生活状況等を把握し、必要な支援を実施することとしました。

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

【子育て・生活支援】

- ・一時的に生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、日常生活支援を行いました。
- ・ひとり親家庭の経済面での問題解決を支援し、生活の自立と安定を図るため、専門家による養育費などに関する講習・相談会を開催しました。
- ・生活困窮世帯等に対する子どもの学習支援において、平成 30 年度に対象をひとり親家庭のうち児童扶養手当受給世帯にも拡大しました。

【就業支援】

- ・ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、新潟県と共同でひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置し、専門の相談員による就労支援や生活相談を行いました。
- ・専門の相談員がひとり親家庭の父母に対して自立に向けたプログラムを策定し、ハローワークにつなぐなど就労支援を行いました。
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格や経済的自立に効果的な資格を取得するための費用の一部、又は資格取得期間の生活費の負担軽減のための給付金を支給しました。

【経済的支援】

- ・ひとり親家庭の父母等に対し、児童扶養手当の支給や医療費助成を行うことで、経済的負担の軽減を図りました。
- ・一時的な資金を必要とするひとり親家庭の父母等に対し資金を貸し付けることで、経済的自立の支援と生活意欲の助長を図りました。
- ・未婚の母子・父子家庭に対し、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなし所得額を算定し、各制度に適用させることで経済的負担の軽減を図りました。

【養育費確保支援】

- ・県と共同で設置したひとり親家庭等就業・自立支援センターや市母子福祉連合会に委託したひとり親家庭生活支援講習会において、専門の相談員や弁護士による養育費相談を行いました。

施策分野3 社会全体で子どもを大切に作る環境づくり

基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成

【ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方の見直し、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備】

- ・様々な立場の市民にワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供するため、各種広報・啓発活動を実施しました。
- ・育児休業を取得した男性労働者が勤務する市内中小企業の事業主及び本人へ奨励金を支給しました。

【仕事と子育ての両立のための基盤整備】

- ・保育園や放課後児童クラブ等の整備のほか、延長保育、休日保育を実施するとともに、全区に病児又は病後児保育施設を設置できるよう小児科医会、医療機関、教育・保育施設等と連携、調整を行いました。
- ・マザーズ再就職支援セミナー（ハローワーク共催）、再就職支援講座を実施しました。
- ・「すべての働く人のためのハンドブック」を作成し、働き方に関する制度や相談窓口等の周知啓発に努めました。

【子ども・子育てを応援する機運の醸成】

- ・平成 29 年度から「スマイルプラス運動」に取り組み、子育て応援の機運醸成を図りました。
- ・「にいがたっ子すこやかパスポート」については、平成 30 年度から発行の対象を「妊婦・中学生以下」に拡大しました。また、令和元年度から聖籠町、田上町との広域連携により、相互利用を開始しました。

基本施策 9 児童虐待防止と要保護児童等対策の推進

【発生予防】

- ・育児不安の軽減や、子どもとの接し方などの子育て支援を目的とした講座・講演会を開催しました。
- ・母子健康手帳交付時にすべての妊婦と面接し、妊娠期の状況を把握するほか、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査等の機会を捉え親子の状況の確認に努め、必要な支援を実施しました。
- ・オレンジリボンキャンペーンなど、各種広報・啓発活動を通じ、児童虐待防止に関する市民の意識向上や相談先の周知に努めました。

【早期発見・早期対応】

- ・児童虐待発生時の速やかな相談・通告につなげるため、広報誌への掲載や啓発ポスター、チラシの配布等による通告義務・通告先の周知を図りました。
- ・要保護児童等の適切な保護や支援を図るために要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携するほか、担当職員や関係機関を対象とした研修を実施し、資質向上を図りました。

【保護・支援】

- ・児童虐待などが疑われる場合の適切な一時保護の実施のほか、養育に困難を抱える家庭に対する子どもの保護、養育支援、親子関係の再構築のための家庭への支援、児童の自立支援を行いました。
- ・平成 28 年度から養育支援訪問事業を開始し、特に支援が必要な家庭に対し、保健師による専門的な相談・支援や養育支援ヘルパーによる家事・育児援助を行いました。

基本施策 10 社会的養護体制の充実

【社会的養護体制の充実】

- ・児童虐待の未然防止及び早期対応による児童の安全確保のため、児童相談所（県・市）と県警で「児童虐待事案に係る情報共有に関する取り決め」を締結するなど、関係機関との連携強化を図りました。
- ・児童相談所の機能及び体制強化のため、人員配置の拡充と研修等による職員の専門性向上を図りました。
- ・養育に困難を抱える母子家庭については、母子生活支援施設への入所により生活指導や就労指導を通して母子の自立を支援しました。
- ・里親制度について継続的に普及啓発活動を実施し、登録里親数の拡大を図りました。
- ・平成 27 年度に市立乳児院「はるかぜ」を設置し、保護者の適切な養育を受けられない子どもを家庭的な環境で養育しました。

(3) 成果指標の達成状況と各施策の進捗状況

第1期計画に定める成果指標についての進捗状況は次のとおりとなります。

① 計画全体に係る成果指標等

No.	指 標	H26	H30	H31 目 標
1	住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度 5段階評価の平均値 <新潟市「子育て市民アンケート」> 対象：就学前児童保護者及び小学生保護者	2.9 ※1	2.9 ※2	3.5

※1 H25年度数値

※2 H30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

【分析と評価】

計画全体の成果指標である【No.1 本市の子育て環境や支援への満足度】は目標には達しないものの横ばいで推移しており、子育て環境や支援に対する満足度としては一定水準を維持していると考えられます。一方、依然として経済的支援や多様な働き方・職場環境の整備を希望する回答も多く、子どもの教育や保育等にかかる費用や子育てと仕事の両立に負担を感じている方も一定数います。

今後も引き続き、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、サービスの質の向上と多様なニーズに応じた施策の検討・実施が必要といえます。

② 施策分野1. 子どもがすこやかに育つ環境づくり に係る成果指標等

No.	指 標	H26	H30	H31 目 標
2	「自分にはよいところがある」と思う児童の割合 ＜文部科学省「全国学力・学習状況調査」＞ 対象: 小学6年生	79.8%	86.9%	82.4%
3	待機児童数	0人	0人	0人
4	放課後児童健全育成事業を利用する児童数	7,375人	10,185人	10,831人
5	子どもふれあいスクールの週当たり開催日数	1.93回/週	43日/年	53日/年
6	子どもふれあいスクールと放課後児童クラブとの 一体型実施か所数	1か所	13か所	20か所
7	発達支援コーディネーター養成研修修了者	151名 (配置率 52.4%)	407名 (配置率 79.1%)	各園1名以上 (配置率 100%)

【参考】新・すこやか未来アクションプラン（平成30年度実績）

基本施策	事業数	平成30年度 進捗状況				
		A 達成	B 順調	C 不調	D 未着手	その他
(1) 幼児期の教育・保育の充実と 幼保小連携の取り組みの推進	28	22	5	0	0	1
(2) 放課後対策の総合的な推進	7	3	3	0	0	1
(3) 障がいのある子どもへの支援の充実	15	1	14	0	0	0
計	50	26	22	0	0	2

【分析と評価】

分野全体の成果指標である【No.2 自分にはよいところがあると思う児童の割合】において目標を達成しており、学校教育において子ども自身が自分を評価する仕組みや、総合的な学習の時間の中で体験活動を通して様々な経験や他者との触れ合いを持つことが定着した結果、子どもの自己肯定感が上昇していると考えられます。

また、【No.3 待機児童数】は年度当初においてゼロを維持しているほか、【No.4 放課後児童健全育成事業を利用する児童数】については、受け入れ体制の拡充等により、年々増加するニーズに対応しています。

一方、【No.5 子どもふれあいスクールの週当たり開催日数】及び【No.6 子どもふれあいスクールと放課後児童クラブとの一体型実施か所数】は目標に届きませんでした。 「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、今後も引き続き子どもふれあいスクールと放課後児童クラブの連携を進めていく必要があります。

【No.7 発達支援コーディネーター養成研修修了者】については、目標の配置率 100%には届かないものの、市立の保育施設では各園 1 名以上を達成しており、早い段階での全施設への配置に向け、引き続き発達支援コーディネーターの養成を進めていく必要があります。

「施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり」については、年々増加する幼児期の教育・保育、及び放課後の居場所に対する量的なニーズに応えるとともに、保育士等の研修を継続して行い、質の充実を図ることで、教育・保育施設と学校教育との連携の取り組み等を着実にやってきており、「基本方針（1）子どものすこやかな育ちを守り、支える」ことにつながっていると評価できます。

③ 施策分野2. 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり に係る成果指標等

No.	指標	H26	H30	H31 目標
8	保護者の子育てに対する「不安」「負担」「楽しさ」の平均値 5段階評価の平均値 <新潟市「子育て市民アンケート」> 対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	3.2	3.5	3.4
9	妊娠11週以下での妊娠届出率	93.2% ※1	95.8%	現状より向上
10	こんにちは赤ちゃん訪問などでの把握率	100%	100%	100%
11	ファミリー・サポート・センターの会員数	918人 ※2	2,573	2,400人
12	実際に持つつもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「幼稚園や保育園の保育料にお金がかかるから」と答えた割合 <新潟市「子育て市民アンケート」> 対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	38.4%	39.3% ※3	減少させる
13	実際に持つつもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「子どもの医療費等の経済的負担が大きいから」と答えた割合 <新潟市「子育て市民アンケート」> 対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	22.4%	13.9% ※3	減少させる
14	母子家庭等就労支援事業の就労者のうち、希望どおり正職員として就職した人の割合	20.0%	20.0%	28.0%

※1 H25年度数値

※2 H25年度末数値

※3 H30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

【参考】新・すこやか未来アクションプラン（平成30年度実績）

基本施策	事業数	平成30年度 進捗状況				
		A 達成	B 順調	C 不調	D 未着手	その他
(4) 妊娠、出産、子育てのための切れ目ない母子保健の充実	30	14	16	0	0	0
(5) 精神的負担、不安を軽減する支援の充実	25	12	12	1	0	0
(6) 経済的な負担軽減施策の充実	10	7	3	0	0	0
(7) ひとり親家庭の自立支援の推進	16	12	4	0	0	0
計	81	45	35	1	0	0

【分析と評価】

分野全体の成果指標である【No.8 保護者の子育てに対する「不安」「負担」「楽しさ」の平均値】においては、助成制度や減免制度等の経済的支援、また、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援のための相談・支援体制の充実や情報発信のほか、子育てを応援する機運醸成などに総合的に取り組んできた結果、目標を達成したと考えられます。

【No.9 妊娠 11 週以下での妊娠届出率】及び【No.10 こんにちは赤ちゃん訪問などでの把握率】は目標を達成しており、妊娠期から乳児期において母子の状況を適切に把握し必要な支援につなげています。

【No.11 ファミリー・サポート・センターの会員数】は年々増加し、目標を達成していますが、依頼会員に比べ提供会員の増加が鈍いという課題もあるため、ファミリー・サポート・センターの体制整備と併せ、他のサービスの充実も総合的に進め、安心して子育てできる環境を提供していく必要があります。

【No.12 実際にもつつもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「幼稚園や保育園の保育料にお金がかかるから」と答えた割合】については、平成 27 年度以降増加していた割合が平成 30 年度に減少しましたが、平成 26 年度水準より減少させる目標を達成できませんでした。保育料について、保護者の負担を平成 30 年度は国基準比で 35.4%軽減したほか、多子減免制度の基準も国基準よりも手厚くするなど継続的に取り組みを続けており、負担の軽減を図っています。

【No.13 実際にもつつもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「子どもの医療費等の経済的負担が大きいから」と答えた割合】は目標を達成し、助成対象を拡充したことや多子減免制度などにより、保護者の負担感の軽減が図られたと考えられます。

【No.14 母子家庭等就労支援事業の就労者のうち、希望どおり正職員として就職した人の割合】については、自立支援プログラムを利用した就労者が減少したこともあり、目標達成には至りませんでした。ひとり親家庭の自立支援は、生活・経済・就業支援を継続的に行っていく必要があります。

「施策分野 2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり」については、妊娠期から出産・子育て期を通した切れ目ない支援を掲げ、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や相談体制の充実などに加え、経済的負担の軽減のための助成・減免制度の拡充に取り組んできており、「基本方針（2）子育て家庭の暮らしと安心を支える」ことに寄与していると評価できます。

④ 施策分野3. 社会全体で子どもを大切に作る環境づくり に係る成果指標等

No	指 標	H26	H30	H31 目 標
15	「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合 ＜新潟市「子育て市民アンケート」＞ 対象：就学前児童保護者及び小学生保護者	47.6% ※1	74.7% ※2	60.0%
16	育児をしている女性の有業率 ＜総務省「就業構造基本調査」＞	59.1% ※3	74.6% ※4	現状より増加
17	男性の家事・育児・介護などへの従事時間	平日：1時間7分 休日：2時間2分	平日：1時間47分 ※4	現状より増加
18	児童虐待の通告義務・通告先の認知率 ＜新潟市「子育て市民アンケート」＞ 対象：就学前児童保護者及び小学生保護者	34.7% ※1	40.1 ※4	50.0%
19	保護が必要にもかかわらず、入所できなかった児童の数	0人 ※1	0人	0人
20	登録里親数	83世帯	122世帯	113世帯

※1 H25年度数値

※2 H30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

※3 H24年度数値

※4 H29年度数値

【参考】新・すこやか未来アクションプラン（平成30年度実績）

基本施策	事業数	平成30年度 進捗状況				
		A 達成	B 順調	C 不調	D 未着手	その他
（8）ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成	15	14	1	0	0	0
（9）児童虐待防止と要保護児童等対策の推進	13	9	4	0	0	0
（10）社会的養護体制の充実	10	6	4	0	0	0
計	38	29	9	0	0	0

【分析と評価】

分野全体の成果指標である【No.15 「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合】については、平成 30 年度のアンケート調査において選択肢を見直し、中間値である「どちらともいえない」を選択肢から削除したことで、（どちらかといえば）子育てしやすいと回答した保護者の割合が大幅に増加しました。そのため、単純な比較評価はできないものの、新潟市の子育て環境や支援に対する満足度は一定の水準に達していると考えられます。

【No.16 育児をしている女性の有業率】と【No.17 男性の家事・育児・介護などへの従事時間】は増加しており、女性も男性も働きながら子育てをしている状況の中で、家事や育児等の分担や協業が図られてきているといえます。

【No.18 児童虐待の通告義務・通告先の認知率】については、目標には届かないものの、年々増加傾向にあり、認知は進んできているといえますが、今後も引き続き啓発や広報を行うなど、さらなる認知率向上の取り組みが必要です。

【No.19 保護が必要にもかかわらず、入所できなかった児童の数】と【No.20 登録里親数】については目標を達成しており、本市の社会的養護体制は順調に拡充が図られているといえますが、児童虐待相談・対応件数は年々増加しており、今後もより一層の体制整備が必要と考えられます。

「施策分野3 社会全体で子どもを大切に作る環境づくり」については、ワーク・ライフ・バランスや父親の育児休業取得の推進、子育てを応援する機運の醸成など男性も女性も仕事と子育てを両立していくための取り組みのほか、児童虐待防止や社会的養護体制の充実などについても、関係機関や地域と連携しながら実施してきており、「基本方針（3）すべての人々が子どもと子育てに関わりをもち、連携して支える」ことの実現につながっていると評価できます。

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 基本理念

(1) 基本理念

第1期計画では、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念に掲げ、「子ども」・「家庭」・「地域」の3点を柱とし、施策分野をこの3類型に沿って分類・整理して進捗を図るとともに、相互に連携しながら総合的に子ども・子育て支援施策を実施してきました。

これら3点は、子どもの育ちを支える原点である「家庭」、さらに、家庭を様々な方向から見守り支援する「地域」が「子ども」を中心とした包括関係にあり、各施策による支援は単独で行われるものではなく、それぞれが密接に、かつ連動して進められていくことが重要です。

さらに、子ども・子育て支援施策は、短期的ではなく中長期的な視点に立った実施や検証が必要であることから、新潟市子ども・子育て会議の意見や「子ども・子育て支援に関する二一ズ調査」(平成30年度)の結果を踏まえ、本計画では、第1期計画の基本的な考え方を踏襲し、市の目指す将来像として、基本理念を引き続き下記のとおりとし、各施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

【基本理念】

子ども・家庭・地域 に
笑顔があふれるまち にいがた

(2) 基本理念を実現するための姿勢

【基本理念を実現するための姿勢】

1. 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます
2. ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います
3. 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

1. 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます

各子ども・子育て支援施策による効果や影響は子ども自身が最も大きく受けることに十分に留意し、すべての施策や取り組みが子どもの「最善の利益」に資するかという視点をもって施策を実施していきます。

児童福祉法等の改正により、子どもの権利擁護が明文化されたことを踏まえ、すべての子どもが保護者や社会から大切にされ、良質で適切な養育・教育のもとで育つことで、自己肯定感が育まれ、自身の未来を選択し自己実現を図ることができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

2. ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います

子育て支援にあたっては、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、広くすべての子育て家庭を支援するという視点により、妊娠期を含め、発達段階やニーズに応じた支援を行い、安心して子育てができるよう施策を推進していきます。

また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援という観点も十分に踏まえ、それぞれの子どもや家庭が抱える多様な背景に応じたきめ細かな取り組みを進めていきます。

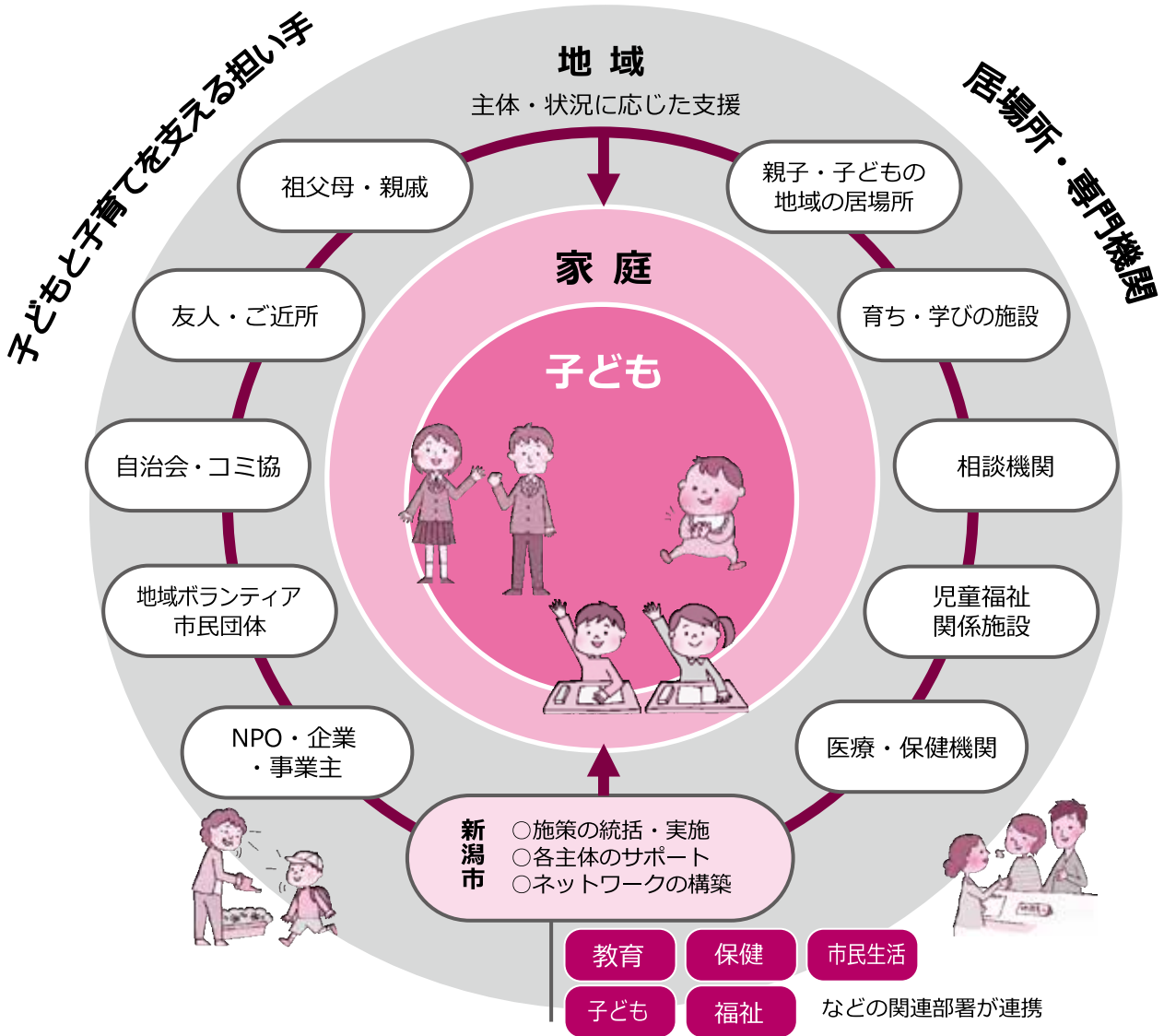
3. 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どものすこやかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であることから、様々な担い手が参画、協働して子ども・子育てを支援する取り組みを進めていきます。

◎本計画の推進にあたっては、これらの姿勢のほか、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて総合的に施策を実施していきます。

※SDGsについて詳しくは、P50に記載しています。

<子ども・子育て支援のあり方のイメージ図>



子どもの「最善の利益」について

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、この言葉を「the interest of the child」と表記しており、「その子どもにとって」であり「子どもたち(children)」を対象としているのではないことは注目すべき点です。では、ここでいう「利益」とは何を指しているのでしょうか。渡辺顕一郎氏は、著書で「個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重される」ことに加えて、親が子育ての支えを得ることで、「ゆとりと自信を回復すること」が子どもに益となること、子どもも親も他者との関係性を持つことで信頼感や社会性が育まれることを指摘しています※。

子育て支援の観点から「子どもの最善の利益」をとらえると、子どもだけに目を向けるのではなく、親への視点、地域社会への視点が含まれていることがわかります。加えて、「子どもの声を聞くこと」を忘れてはなりません。「声を聞く」とは、子どもの思いに耳を傾けること。それは、子どもの存在の肯定でもあり、「最善の利益」の実現を可能とするものとなります。

(※渡辺 顕一郎『子ども家庭福祉の基本と実践』金子書房 2009 p99)

2-2 施策方針

本計画では、基本理念及び基本理念を実現するための姿勢に基づき、次の3つの施策方針を定め、分野別に合計13の施策で構成します。

施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブなどの施設や、多様な体験や交流の場が安全で安心して過ごせる居場所となり、それぞれの成長に応じた適切な教育・保育、集団生活（社会生活）での育ち合いや、新潟らしい特色を活かした様々な体験や交流を通じて、子どもが、自尊感情や自己肯定感、周りを慈しむ心を育み、一人ひとりが将来に夢や希望、目標を描き、それを実現するための「生きる力」を身に付けるための土台を構築できるよう、すべての子どもがすこやかに育つ環境づくりを進めます。

- 施策1-1 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携
- 施策1-2 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進
- 施策1-3 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実
- 施策1-4 子ども・若者の健全育成と自立支援
- 施策1-5 配慮が必要な子どもへの支援

施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して希望する人数の子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育て期を通じて切れ目なく、多様なニーズに対するきめ細かな支援を行うことで、負担や不安の軽減を図ります。また、子育て家庭に寄り添い支えることで、保護者や家庭がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや希望を感じ、楽しみながら子育てできる環境づくりを進めます。

- 施策2-1 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実
- 施策2-2 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実
- 施策2-3 経済的負担の軽減のための支援
- 施策2-4 ひとり親家庭への自立支援

施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

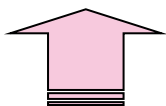
子育ては保護者がその第一義的責任を持つことを基本としつつ、社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことにより社会全体で子どもを大切にす環境づくりを進めるとともに、地域で子育て支援に携わる人材の育成や、子育て家庭への情報提供など地域の実情に応じた子育ての環境づくりを推進します。

- **施策3-1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成**
- **施策3-2 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援**
- **施策3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策**
- **施策3-4 社会的養護体制の充実**

2-3 施策の体系

基本理念

子ども・家庭・地域に
笑顔があふれるまち
にいがた



基本理念を実現するための姿勢

- 1) 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます
- 2) ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います
- 3) 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

施策方針1

子どものすこやかな育ちを守り、支える

施策1-1

就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携

施策1-2

安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進

施策1-3

生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実

施策1-4

子ども・若者の健全育成と自立支援

施策1-5

配慮が必要な子どもへの支援

施策方針2

子育て家庭の暮らしと安心を支える

施策2-1

妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

施策2-2

就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実

施策2-3

経済的負担の軽減のための支援

施策2-4

ひとり親家庭への自立支援

施策方針3

すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

施策3-1

子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成

施策3-2

地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援

施策3-3

児童虐待防止と要保護児童等対策

施策3-4

社会的養護体制の充実

施策 1-1	取り組み 1) 教育・保育に携わる人材の資質向上
	取り組み 2) 新潟市共通幼小接続期カリキュラムの普及
	取り組み 3) 認定こども園の適正配置
施策 1-2	取り組み 1) 児童の放課後の居場所の確保
	取り組み 2) 放課後児童クラブ職員の資質向上
	取り組み 3) 地域における子どもの居場所づくり
施策 1-3	取り組み 1) 「農」や「食」を知る機会の拡充
	取り組み 2) 文化・芸術・図書に触れる機会の拡充
	取り組み 3) 多様な交流・体験機会の拡充
	取り組み 4) 安心・安全教育の充実
施策 1-4	取り組み 1) 思春期の保健対策と相談体制の充実
	取り組み 2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援
	取り組み 3) 子ども・若者の健全育成と自立支援
施策 1-5	取り組み 1) 障がいの早期発見と地域支援、療育の充実
	取り組み 2) 障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携
	取り組み 3) 障がい福祉サービス及び相談支援体制の充実
	取り組み 4) 医療費負担の軽減と医療的ケア児の支援
	※施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援 施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策 施策 3-4 社会的養護体制の充実
} で対象となる子どもへの支援も位置づける	
施策 2-1	取り組み 1) 切れ目ない母子保健施策の推進
	取り組み 2) 切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築
	取り組み 3) 子育て負担軽減のための預かり・交流機会の充実
	取り組み 4) 不妊症・不育症に対する支援
施策 2-2	取り組み 1) 教育・保育基盤の整備
	取り組み 2) 多様な保育サービスの充実
施策 2-3	取り組み 1) 教育・保育にかかる経済的負担の軽減
	取り組み 2) 医療にかかる経済的負担の軽減
	取り組み 3) その他の給付・支援
施策 2-4	取り組み 1) 自立に向けた生活・就労サポートの充実
	取り組み 2) 経済的負担の軽減
	取り組み 3) 保育サービス等利用にあたっての配慮
	取り組み 4) 子どもへの学習・生活サポートの充実
施策 3-1	取り組み 1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発と企業・団体等との連携
	取り組み 2) 社会全体で子育てを担う機運の醸成
施策 3-2	取り組み 1) 地域で子育て支援を担う人材の育成と活用
	取り組み 2) 地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み
	取り組み 3) 家庭の子育て力を育む機会の充実
施策 3-3	取り組み 1) 児童虐待に対応する体制の強化
	取り組み 2) 相談体制の充実
	取り組み 3) 児童虐待の未然防止に向けた取り組みの推進
施策 3-4	取り組み 1) 社会的養護が必要な子どもの養育体制の充実
	取り組み 2) 子どもの自立支援と家庭支援の充実

SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として2015（平成27）年に国連において採択された、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

SDGsでは「誰一人取り残さない」を基本理念に、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

どんな人にとっても格差や不平等はあってはならないというSDGsの考え方は、すべての子どもの健康や福祉を維持・増進すること、良質な教育を提供すること、貧困やいじめ、虐待から守ること、将来にわたって安心して暮らしていける安全で快適な環境をつくることなど、本市の子ども・子育て支援施策及び関連施策の展開においても当てはまる共通のテーマといえます。

本計画においても、このSDGsの考え方を踏まえ、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が実現されるよう、関係機関や地域、企業等社会の様々な主体が横断的に連携し、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち（こいがた）」の実現を目指します。